

総務建設常任委員会

令和 8 年 6 月 1 8 日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和8年6月18日（木） 午前9時30分 開会
午後2時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 吉村 始 |
| | 副委員長 | 西川 善浩 |
| | 委員 | 鶴本 義明 |
| | 〃 | 速水 一生 |
| | 〃 | 梨本 洪珪 |
| | 〃 | 谷原 一安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|----|------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議長 | 増田順弘 |
| | 議員 | 木村公 |
| | 〃 | 奥本佳史 |
| | 〃 | 川村優子 |
| | 〃 | 藤井本浩 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 企画部長 | 林 本 裕 明 |
| 企画政策課長 | 西 川 直 孝 |
| 人事課長 | 森 本 啓 二 |
| 総務部長 | 吉 田 和 裕 |
| 管財課長 | 森 本 欣 樹 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |
| 商工観光プロモーション課係長 | 増 田 直 史 |
| 監査委員事務局長 | 油 谷 知 之 |
| 〃 補佐 | 田 崎 貴 久 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	西 川 勝 也
書 記	吉 村 浩 尚
〃	関 元 瞳

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第45号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて

議第46号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて

議第49号 葛城市消防委員会条例の一部を改正することについて

議第50号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて

調 査 案 件（所管事項の調査）

（1）受援施設に関する事項について

（2）葛城市第三次総合計画の策定状況について

（3）シェアサイクルサービスについて

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日まで本会議一般質問が行われまして、これから常任委員会、それから、あと特別委員会が順番に行われていくわけでありまして、来週月曜日には物資集積拠点に係る調査特別委員会をやるわけですが、大規模災害のときに受援体制が大事、それから受援施設が大事というのは、これはもう理事者側も当然ずっとおっしゃっていますし、私ども議会としても大変重要視しているところでございます。特に能登半島地震以来、理事者側におかれましては、もう災害避難所で特に困るであろうトイレについてきっちと整備をされてきたことでありますけれども、この受援体制、受援施設を含む受援体制につきましても、共にしっかりと協議をして、私ども委員会としてもしっかりと話合いといいますか、議論をしてまいりたいと思いますので、皆さん、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員の紹介をいたします。藤井本議員。川村議員。奥本議員。木村議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

まず初めに、議第45号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

油谷監査委員事務局長。

油谷監査委員事務局長 おはようございます。監査委員事務局の油谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第45号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。本件は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年6月26日に公布され、公金収納のデジタル化に関し、地方自治法第243条の2の7が新設されたことに伴い、葛城市監査委員条例において引用している地方自治法の条項番号に条ずれが生じるため、当該引用条項に整備の必要が生じたことから改正を行うものです。

続いて、改正内容でございます。新旧対照表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後となっており、下線のある箇所が改正箇所でございます。このたびの地方自治法の改正により、第243条の2の7が新設されたことから、葛城市監査委員条例の第9条、職員の賠償責任の決定等に引用されている法第243条の2の8第3項を法第243条の2の9第3項に改めるものでございます。

なお、施行期日においては、政令において定められた令和８年９月24日とするものでございます。

説明は以上です。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。ないですか。特にない。

（「なし」の声あり）

吉村委員長 今回につきましては、令和６年６月21日に地方自治法が改正されたことによる条ずれ、それに対応しての改正ということであります。

では、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

吉村委員長 異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第46号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

林本企画部長。

林本企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の林本です。よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第46号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて、その改正理由及び改正内容につきましてご説明を申し上げます。

本案につきましては、旅費の種目のうち宿泊費につきまして、国家公務員等の旅費支給規程の改正を受け、実勢価格の変化に対し迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、宿泊地及び旅行者の区分に応じ定めている宿泊費基準額の表を条例から規則へ移行するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表を用いてご説明をいたします。新旧対照表の１ページをご覧ください。左側が改正前、右側が改正後、下線部が改正部分でございます。

まず、第12条で宿泊費の上限額である宿泊費基準額を条例別表に定めておりましたが、改正後は、国家公務員等の旅費支給規程別表第２に定める額を参酌して、市長が規則で定める額とするものでございます。

次に、別表でございます。宿泊費基準額を規則で定めることとするため、別表を削るものでございます。新旧対照表の3ページをご覧ください。附則でございます。この改正条例は令和8年7月1日から施行いたします。経過措置といたしまして、施行日前に命令等を発した旅行につきましては、改正前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 宿泊につきましては、今までは条例で定められていましたけれども、物価高騰の折、どんどん変わるので、国家公務員法の改正に伴い葛城市でも規則にすると。規則で対応するというので別表も削るということで、承知しました。

では、質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第49号、葛城市消防委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田総務部長。

吉田総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第49号、葛城市消防委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、これまで葛城市消防委員会に葛城市議会から議員を選出することが規定されておりましたが、令和7年12月の議会改革特別委員会におきまして、市の各種委員会等について、一部の委員会等を除き、新たに委員を選出しないことが決定されたことに伴いまして、本条例につきましても市議会の決定に併せ、改正を行うものでございます。

続いて、新旧対照表をご覧ください。右側が改正後で、アンダーラインの部分が改正箇所となります。第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号に繰り上げるものでございます。なお、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 特にないということですね。私どもとしても、議会改革特別委員会のほうで議論いたしまして、その結果というふうなことでございます。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第49号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第50号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田総務部長。

吉田総務部長 ただいま上程となっております議第50号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例では、消防団員への損害補償が必要な場合についての補償内容、補償金額などが規定されており、従来よりその金額につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の補償基礎額と同額と定めております。今回、本条例の一部改正につきましては、その政令の改正に伴いまして、損害補償に係る補償基礎額の改正を行うもので、政令で定める葬祭補償について、最近における社会経済情勢に鑑み、額の改定が行われることから、本条例においても、これに併せて改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。右側が改正後で、アンダーラインの部分が改正箇所でございます。第18条第1項中の葬祭補償について、葬祭補償額を31万5,000円から33万円に改正するものでございます。

次に、本条例改正に伴います附則でございます。附則第1項で施行期日、附則第2項及び第3項で経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。特にないですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 例年、消防団員等の災害補償につきましては、これは物価とかも変わってまいりますので、改定もされるということでございます。本案につきましては、そういったことでございます。

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第50号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件に入りたいと思います。

この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、次第に記載しております事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、9月定例会までに調査すべき事項などをご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1、受援施設に関する事項についてを議題といたします。

受援施設につきましては、冒頭申しましたが、能登半島地震を機に受援施設の必要性を理事者より説明いただきまして、議員各位におかれましても、受援施設の必要性についてはご理解をいただいているところであります。本委員会におきましては、今後の受援施設をどのようにすれば、よりよい施設になるのかを理事者とともに検討する場にしたいというふうを考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

まず、本件につきまして、理事者から情報をまとめてきていただいておりますので、ご報告願いたいと思います。

野地生活安全課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

お配りしています資料ですが、そちらについて説明をさせていただきます。こちらの資料につきましては、市が保有しています施設につきまして、物資集積拠点として利用可能かどうかの観点から検討した資料となります。表の左から名称、所管課、所在場所、災害時における用途、特記事項、物資集積拠点としての利用の可能性の順に記載をしております。

まず、公共施設の75か所を検討いたしました。75か所のうち、指定避難所または避難所として使用する可能性がある施設が21施設、福祉避難所または福祉避難所などとして使用する可能性がある施設が6か所ございます。指定避難所、福祉避難所は被災者の生活の場である一方、物資集積拠点は支援物資の受入れ、仕分及び配送を行う物流拠点であり、それぞれ求められる機能が大きく異なります。特に大型車両の出入りや広い保管スペースの確保が必要となることから、避難者の安全確保や生活環境との両立が課題となります。このため、避難所機能と物流機能を可能な限り分離し、それぞれの機能を十分に発揮できる体制整備が重要であると考え、両立は困難と考えております。

次に、新町運動公園、こちらは新町公園球技場、また、當麻健民運動場など、建物がいないため、物資集積拠点としては望ましくない施設が9施設ございます。物資集積拠点は必ずしも建物を要件とするものではありませんが、風雨対策や物資管理の観点から建物があることが望ましいと考えており、物資集積拠点の候補からは外させていただいております。

次に、ヘリコプターの場外離着陸場として利用することになる施設が、農村広場、新町運動公園第1健民運動場の2施設となります。こちらにつきましても、物資集積拠点の候補からは外させていただいております。

次に、保育所、竹内浄水場やクリーンセンターなど、業務の継続が優先される12施設につきましても候補からは外させていただいております。

次に、磐城第1保育所跡地や磐城地区児童館などの進入路が狭隘や建物が狭いなどの理由として、候補から外した施設が10施設ございます。

次に、体力づくりセンターや道の駅かつらぎなどの指定管理者施設が3施設あります。こちらにつきましても、候補のほうからは外させていただいております。

次に、消防団の活動拠点となる消防団屯所が6施設ございますが、こちらも候補からは外させていただいております。

次に、當麻文化会館や當麻庁舎、當麻図書館の3施設は解体予定のため、候補から外させていただきます。

次に、いきがい体育館ですが、指定避難所と同一敷地にあるため、大型車両が出入りできる搬入動線の確保が課題と考えております。災害時に届く支援物資は大型トラックやフォークリフト、自衛隊車両が多くなります。このため、歩行者動線と交差するため、安全かつ迅速な受入れが困難と考え、候補からは外させていただきました。

最後に、農業者健康管理休養センターの農林漁業体験実習館ですが、こちらの施設につきましては、保管スペースや動線の確保が困難であると考え、候補からは外させていただきました。

以上が全75施設を検討した結果となります。

以上、説明とさせていただきます。

吉村委員長 受援施設につきましては、ばらばらにと言いますか、今までこのように検討したという報告は願っていたところでありますけれども、ファシリティーの観点からも、公共施設についてどのように検討されたのかということをまとめてご報告いただく場がこれまでなかったので、今日はまず、それをご報告いただいたということであります。様々例えば理由もおっしゃいました。建物、新町運動公園につきましても、受援施設というのは、必ずしも建物が必要であるかと、現状、そうではないということもあるんですが、市としては、建物が必要であろうというふうなお考えの下に外したとか、そういった理由を今まとめて聞かせていただいたわけでありますけれども、これにつきまして、何か質問等ございますでしょうか。

靄本議員。

靄本委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

公共施設検討一覧表の72番、葛城市道の駅かつらぎなんですけども、これの可能性検討理由としまして、指定管理者施設のため物資集積拠点とするのは難しいというふうに明記されてあるんですけども、基本的にはもちろん平時のときはもちろんそうなんですけども、物資集積拠点、受援施設というのは、緊急の災害時でもありますし、この道の駅かつらぎというのは市の施設でもあります。特別に災害時の優先使用協定であったり、あるいは物資集積拠点の協定であったり、特別な協定を結ぶということは考えられるんですけど、そういった考えや検討はなされたのかお聞きします。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

今現在、道の駅かつらぎさんとそういう協定を結んでいることはございませんが、うちが今考えさせてもらっている物資集積拠点というのは、外部から一度に大量な物資が送られてきて、その施設で仕分をしたり、そこから避難所のほうに確保するということなんです、大きな道の駅かつらぎさんの中にあるものをどうこうというんじゃなくて、外部から来るというところで大きいスペースが必要かなというような観点から考えたところございまして、指定管理者施設でありますので、おっきいスペースをすぐ空けてくれとかというようなことを想定しているってわけではないので、道の駅かつらぎさんというところで検討したということではありません。

吉村委員長 協定については、検討する前に今のような理由で、協定については検討はされなかったということですかね。

野地生活安全課長 道の駅かつらぎさんとの協定考えられるのは、今道の駅かつらぎさんであるものを使わせていただくという協定は考えられるんですけども、その場所を貸してくれというような協定をというところでは考えていないというのが現状です。

吉村委員長 靄本委員。

靄本委員 考えてください。基本的には緊急時につきましては、道の駅かつらぎさんは広いフードコートもちろんありますし、実際今いろんな陳列されている部分ありますけども、もう緊急

の際はそれどけてでも置けるという、すごく広い建物でもあると僕は理解いたしますんで、一度検討のほうはよろしく願いいたします。

吉村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 施設もそうなんですけれども、私がお聞きしたいのは、受援計画に関して、一体どの程度の受援物資がどのようなタイミング、期間で送られてくるのかということの全体像をぜひお示し願わないと、最初に建物ありきでやっていてよく分からないんです。昨日、一般質問の中で、私非常に感心したのは、木村議員の質問の中で、バリアフリー、建物がバリアフリーでも、そこに行く通路、駐車場から、そこはちゃんとやらないと、建物だけバリアフリーにしてもそれはあかんと、やっぱり全体を見ましようというふうなことで発言があって、私はなるほどなと思ったんですが、この受援施設についても施設のことは確かに焦点が今当たっているんですが、実際どの程度の物資がどのような形で入ってくるのか、我々全然分からない中で、この施設のことにについて詰めようがないところがあるので、ぜひ例えば、これは多分県のほうだと思うんですね。県のほうから多分まとめて受援物資が来たり、直接来ることもあるのかも分かりませんが、そもそも受援物資を受入れというのがどういう状況になるのかという、そこら辺を是非、資料としても出していただきたいなと思うんです。そうしないと議論ができない。狭いと言われても、どういうことなんだろうと。狭くても何か所でもいいけるのか。あるいは、災害規模によって多分受援物資の量も違ってくると思うんですよ。だから、そこは最初から巨大なものをぼんと予定していても、実際の災害の想定でどういうふうにそれが変わってくるのかも含めて、何かそういう受援物資の受入れ全体像を明らかにするような資料を出していただきたいなと思うんですけれども。必要な物資のことについては出ているんだけど、例えばどういうタイミングでどういうルートで、例えば県から来るのかどうなるのか。例えばヘリコプターが必要なのかとか、何かそこら辺のことが、全体像が分からん。だから、それは、物資は分かった、表がありましたから分かっているんですけども、その全体の流れがよく見えないんですよ。県のほうを見ますと、県のほうもそれなりに書いてはいるんですが、葛城市に対してどういうふうな形で入ってきて、どういう量でとかね。そこら辺のことが具体的にやっぱりイメージできないので、そういうものが分かるものがあれば、ぜひお願いしたいというのが、これは要望なんですけど。

吉村委員長 質問じゃなくて、当初……。

谷原委員 あるんやったら出してくださいやけど、資料がないと議論できないので。

吉村委員長 そのイメージだけは今答えてもらえますよね。だから、8種類のいわゆる国からプッシュでぼんと来ますよね。それについてどのような感じで入ってくるかということを想定しているかと……。

谷原委員 国というか県から多分、最初の初期初動の間は、二、三日は地元でまかなって、それ以降は受援物資が県から入ってくると思うんですけども、直接ほかから入ってくることもあるのかどうかとか、量、例えばこれぐらいの災害規模だと、大体これぐらいの量が入ってくるとか、災害規模によって全然違ってくると思うのでね。そういうのがどういうふうなことになる

っているのかとか、そこが見えにくいので、全体像、口頭でも結構ですので、資料があれば、お願いしたいなと思います。これが1つです。

2番目ですけど、今、受援施設がないわけですよ。ない。でも、あした災害が起きて、受援をしなければならない、受援物資を受け入れなきゃならないとなったときに、どこを想定されますか。そんなことを考えておられるのかな。それはお願いしたい。もう本当に緊急時ですよ。あした、あるいは今日でも起きるかも分からない。ほんだら、もう二、三日後過ぎて。ほんだら、もうここを取りあえずしましょうというふうなことで考えた場合、どこがこの公共施設の中で当たるようになるのか、そんな検討もされたのかどうか。されたんだったら、どこになるのかお聞きしたいと思います。

吉村委員長 この1つ目の質問につきましては、以前にこういう物資という一覧表はあったかと思うんですけども、どういうふうに入ってくるというふうに想定して、今回の公共施設を出していただいた中で、こうこうこういう理由でと、外しましたということが分かるようなお答えをいただけたらありがたいかなと思います。

2つ目につきましては、本当にもう今し方、委員のおっしゃったように、もう本当にあした来るかもしれん。そういうときに、じゃあ、どこで受援物資を受け取るんだというふうなことから、今どのようにお考えか。この2点お伺いします。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず、物資ですけども、基本は奈良県からのプッシュの支援が開始されるのが2日目以降です。国からは、多分3日目以降からの物資が入ってくると思います。その物資は、奈良県でありましたら、今現在整備されております県立医大のキャンパスの辺りが北部の拠点となりますので、そこから道路が大丈夫であれば陸送で入ってくるはずですよ。もし、どうしてもって、道がもう全然通れないんだという状況になれば、多分ヘリコプターにより空送になると考えております。基本、その物資というのは、以前出させていただいた物資、基本8品目というのが、まず状況どうであれ、一旦送っていただけるものが基本8品目というものがございまして、食料であったり、毛布であったり、乳状のミルクであったり、おむつであったり、簡易トイレ、トイレットペーパーであったり、水とか生理用品という、この8品目というのは、まず必要であろうという、どの程度一遍に送られてくるのかということまでは確認はできないですけども、一旦、必要であろうという量を多分想定して送っていただけないというふうに考えております。どこで受けるのかというと、今、地域防災計画、以前の防災計画では、物資の集積拠点というのはこの新庄庁舎になっておりました。もちろん災害規模によりまして、ここで受けれる量になるのか。それとも全部の体育館を一応避難所としては制定していますけども、そこに人があふれるほどの人が避難してくるほどの災害なのかということと、その辺をいろいろと考えて、拠点は一旦ここというふうには決めなければいけないのかなというふうには考えておりますので、今どこを想定すんねんと言われると、なかなかお答えするのが難しいかなというところが現状です。すいません。

吉村委員長 じゃあ、谷原委員。

谷原委員 1つは量の問題で8品目、基本的な生活物資8品目がまずは送られてくると。その量なんですね。それは、災害計画、防災計画の中では、今のところ、この新庄庁舎での受渡しとなっているということなんですね。私が疑問にいろいろ思うのは、これ入ってきたらすぐ指定避難所に当然配布するわけですね。だから、入ってきたものをいかに迅速に区分して、整理して送り込むかと。その体制とセットだと思うんですよ。そうすれば、あんまり大きい場所も要るかどうかということになってくるわけね。そこら辺のことも分からないんですよ。だから、一度入ってきたものを、例えばそれを手分けして送り出していく。また、次の分がどういうふうな形で入るかによって、実はそこへどういうふうな滞りが起こるかということもあって、どの程度のものでどの程度ができるかというのが非常に見にくいと。ほかの自治体のほう、私もいろいろ調べたんですが、やはり基本的に公共施設を緊急時については受援施設として指定して充てているところがほとんどです。体育館とか、そういうところを充てているところがほとんどなので、もうひとつ大規模なものを備え付けてというところはあまり見当たらないので、新たに、そこら辺のところをもう少し体制として見えるようなものをどっかで、最初に言いましたけれども、出していただきたいんですね。実際そのことが一番大事だと思うんですね。受援物資をどのようにさばいていくか、どういう体制でそれぞれ送っていくのか。だから、そこをもうちょっとしっかりとフローチャートのような図でもいいですし、いろんなシミュレーションも必要だと思うんですよ。災害規模によってね。だから、どういう災害規模を想定されているかいうのも、ぜひその中で出していただきたいし、シミュレーションが出るようなものをつくっていただきたいと。よろしくお願いします。

吉村委員長 今し方おっしゃったみたいに、受援施設というか、受援体制の中の1つのカテゴリーであるわけですし、それからあと、例えば物資が来たときに、物資をそのまま倉庫に備蓄するわけではないわけですから、速やかに送っていかなければいけない。その辺りの例えば規模感であるとか、具体的な数字を見せていただきたいということも含めて、今話があったかなというふうに思うんですけれども。じゃないと、例えばこれぐらいの広さで、これだけの物資が届きます、だからこれだけの広さの施設が必要なんですよ、だからというふうにしていかなければ、施設の特定というか、どのようにしていったらいいのか、あるいは、公共施設で現存の施設でできないというふうな議論もなかなか難しいのかなというふうに思いますので、その辺りも、今お話があったのはそういったもんあったというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほか、委員。

関連で、速水委員。

速水委員 こちらで受援物資としては、するには狭いというのが結構やっぱりあるんですよ。先ほどとも関連になってくるんですけど、県とか国は、一体もうはっきりどれぐらいの量を、要は運ぶとか送っていくというのは、もうそういうのはないんですかね。というのがもうやはり一番です。それが決まらないことには、やっぱり今後検討していくに当たって一番重要になってくるかなと思いますんで、狭いからという理由が書かれているということは、多分その辺の情報をお持ちなのかなと思いますんで、それを教えていただけますか。

吉村委員長 具体的な物量について数字でお示し願いたいと思います。

野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

うちが想定しているのが、中央構造線断層帯地震です。マグニチュードは8.0程度、市域での震度は6強が大体53.4%、7が市域の46.6%です。建物被害といたしまして、全壊が5,879棟、半壊2,749棟、焼失が648棟というようなことを想定しております。こちらは第2次奈良県地震被害想定調査というところで葛城市の被害というか出ていまして、これが多分最大であろうというところで、考えてんのは、この規模で物が受けれるというものを考えております。もちろんそこまでの被害でなければ必要な量というのは変わるので、なかなかどの程度のものかどの程度のものが入ってくんねんという、お答えに困るんですけど、一応災害の被害想定というところがそこなので、その辺を見越しています。大体能登半島地震でこちらのほうも穴水町行かせていただいたときに、500平米強の体育館がすぐいっぱいになったよということも聞いていますんで、そちらのほうと人口規模、大体穴水町の葛城市で3倍程度ある、人口もあるので、一応その3倍ぐらいの物資が届いても、倉庫のほうに物が入れるようにというような規模感を考えての狭いとかというふうなことで記載をさせていただいているということです。

吉村委員長 ちょっと待ってください。速水委員の質問に入る前に、先ほど5,879棟というのがありましたけれども、これはもうちょっとイメージしやすく、葛城市内の建物が大体何割ぐらいが被害に遭うというふうに想定されているのか、数字だけでは分かりづらいので。

野地課長。

野地生活安全課長 大体4割ほどの建物被害が出るというふうに……。

吉村委員長 4割の建物の被害が出るという想定ですね。というのを想定しています。そういう災害を想定していますということで。

速水委員。

速水委員 最大を想定して、当然受援物資の量というのも計算されるのは当たり前の話かとは思いますが、それよりも前に、結局、県とか国がそういうのも想定したのをこちらが出して、それに対して要は規定を決めて送ってくるということでもいいんですかね。ということは。

吉村委員長 念のため確認ということで。

野地課長。

野地生活安全課長 まずは、こちらの要望を聞く前に必要であろうという物資がばんと送られてくるというのがプッシュ型の支援ということになります。ある程度落ち着いたら、こちらのほうからこの物資が足りませんよというふうなんで送っていただけないというのがプル型ということです。なので、まず最初はプッシュ型というところで、うちの要望を聞く前に、必要であろうというのが国であったり県から送られてくるということになります。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 私のほうも県から聞いている話等はそういうことは伺っておりますけれども……。

吉村委員長 もうちょっとマイクを近づけてしゃべっていただくと。

速水委員 県から私のほうもある程度聞いているわけなんですけれども、そういった中で、例えば狭いからとかじゃなくて、もう3回目なんで、こちらからのあれなんですけれども、そこを狭いからではなく、多分登録してそこに送りつけるという形やったと私は聞いておりましたんで、そこに関してやっぱり具体的なものを考えていきたいと思いますんで、もう少ししっかりした情報というのを出していただければということで。最後にそれだけお願いします。

吉村委員長 分かりました。1個だけ再確認なんですけど、県から送ってきますよね。その場所は1か所でなければいけないのか、複数か所でもいいのかということだけ確認だけしておきます。
野地課長。

野地生活安全課長 はっきり確認はしていませんけども、複数か所でもいいけると思うんですけども、受け入れるにしても人数が必要です。災害が起こったときに、市内の物資が4か所、5か所に送られてくるといったら、そこに職員が張りつかなければいけなくなりますんで、その災害時にそこまで人を張りつけれるのかということ、なるべく1か所に集中をするほうが動きやすいであろうなという考えているのが今の現状なので、あんまり分散というのは、初期に関しては分散というのはあんまり考えていないのが現状です。

吉村委員長 分かりました。ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしくをお願いします。

1点目は、先ほどの鶴本議員の先ほどのご質問に関連するんですけれども、道の駅かつらぎ以外にも「當麻の家」であったりとか、それから、ウェルネス、3か所、葛城市の場合は指定管理しているわけですね。先ほどおっしゃられた指定管理業務に関しては、基本的には市内の4割程度の建物が被害を受けるようなそういう規模のときに、稼働されているとか、営業されていると私思えないんですよ。やはり、そういった指定管理施設、これは市の管理施設なんで、市の施設なんで、そういったところとまず話をされる、協定をされる。そういった、こういった大規模災害のときには、ぜひ場所を空けていただいて、非常にいい場所にありますんで、それぞれ、そういったところで受入れできないかということを、まず協議されるということが大事ななと思うんで、その辺りの考え方、もう一回聞かせていただきたいというのが1点目です。

2つ目は、これも速水議員の関連になるんですけれども、今県との協議ってどうなっているのかというのをもう少し踏み込んで教えていただけますか。県からは、葛城市さん、こういう規模でこういうものを葛城市内でそろえておいてほしいんですよ、そういった協議があって、今回いろんな選定に当たられているのか。それとも、葛城市独自でやっているのか。となると、やはり県との協議というのは非常に大事になってくるんで、その辺りの今の進捗具合、聞かせていただけますか。

3点目は空輸なんです。先ほどおっしゃられたように、拠点として県立医大のところ、北部の拠点があって、陸路で来たらいいけれども、駄目な場合は空送で、空輸で来るわけですね。となると、必ずヘリポートが近くないと駄目だと私は思うんですよ。今のところは農村広場と第1健民という場所があります。であれば、その場所に何らかの仮設のそ

ういった物資集積をできるようなそういったものができないのか、もしくは、その近隣の施設を活用してそういうことができないのかということが、私検討に入っていないのかなというふうに疑問に思ったんです。もしくは、ヘリポートだけそういった場所で、例えばある程度受け入れられるなという場所が決まったときに、ヘリポートに対する考え方、空輸に対する考え方、これどういうふうに今、課のほうでは考えられているのか、聞かせていただけますでしょうか。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

まず、1点目の指定管理者のところですけども、今後、ある物資というのは使わせていただけるかとかというのは、また、協定とかできるかというのは今後検討させていただきたいと思います。物資集積拠点というところで、あるものというんじゃなくて、おっきい倉庫的なというところを考えていましたので、そこまで考えてはいなかったというのが現状でございます。

2点目、県との協議ですけども、今まさに県と市町村でどんだけの分を持ちましょうというのを協議しているところです。ある程度ここで具体的なものと量というのは決めて、お互い整備していきましょうというふうな話をしているところですので、今年度中に出るかというところをめどに量というのを決めさせていただいているところです。あくまでもこれは備蓄するということなので、送ってくるプッシュ型がどれぐらいというところの議論ではないです。どんだけ備蓄をしておきましょうという相談という協議をしているというところです。

3点目、空輸のヘリポートですけども、確かに現在今、防災ヘリであったり、ドクターヘリというのが農村広場と第1健民がランデブーポイントになっています。災害のときに、その2か所だけなのかというのは状況によるんだと思います。別にヘリコプター着陸できなくても、上から自衛隊さんとかって降ろして、降りなくても物だけ降ろしてもらったりというところもできると思いますので、その辺具体的にどこまでと言われると、また検討させていただきます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 指定管理については、本当に今ある既存の施設をどう生かすかということが私最優先やと思うんです。特に、道の駅かつらぎさんなんかは協力的に非常に動いてくださるということも聞いていますので、それであるならば、こういった緊急事態のときにこういったことをやっていただける、特にこの物資集積拠点に関して言うと、非常にいい場所にあると思いますので、協定、協議のほうを進めていただいて、何か活用していけるのであれば、そういったところの活用を考えていただきたいなというふうに思います。

それ以外にも、ほかの場所もあると思うんですよ。例えば、今なんか休館になっていますけれども、社会教育センターなんかは、今県と協議して、何かあったときにはすぐに使えるようにできないかとか、それからまだ、葛城市内には、高校はないですけれども、奈良文化高校さんなんかと協議して、そういったところを使わせてもらえないかとか、そういった

いろんな、まずはあるものをどう生かすかという話からやっぱり進んでいただきたいなというふうに思います。

これは2点目もそこと関わるんですけども、結局どれだけのものが来るかというのが、まだ協議中なわけですよ。それで葛城市だけが先行して、いや、こんな広いところ要るんです、広いところ要るんですというのは拙速といいますか、もう少し腰を据えて、きちっとやらはったほうがええん違うかなというふうに、ここに関してはそういう意見だけ申し添えたいと思います。というのも、実際にどれだけのものをしっかりと奈良県と協議しながら来るのかというのが想定できない中で、こちらばかりが、片方ばかりが何か考えて、実際にそれが本当の震災、災害があったときにうまく機能しなかったら、本当に意味がないと思うんですよ。そんなもったいないことは、私はしたらあかんと思いますんで、ぜひその辺り考えていただきたいと思います。

あと、ヘリポートに関しては、今ドクターヘリで農村広場、第1健民、それ以外というふうにおっしゃっていましたが、自衛隊からの着陸せんでも降ろせる、そんなやり方もあるということなんですけれども、葛城市の場合は非常に鉄塔もあって、電線も多くて、そういった場所、降ろせる場所というのも想定せんとあかんと思うんですよ。そうすると、余計にいろんなことを考えながら、慎重に検討していかなとあかんのかなというふうに私は思います。ということで、意見だけにしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川副委員長。

西川副委員長 おはようございます。私からはまず、今回、受援施設というところで、これ物資集積拠点だけを一応出していただいているんですけど、人的な受入れというところもあるんですね。僕も2018年の西日本豪雨災害のときに行かせてもらったんです、広島の方にね。そのときに、本当に人のさばきって、いっぱい来はるんですわ。そのときに、今は社会福祉協議会と、一応、社会福祉協議会がボランティアのまとめをすると。ただでも、僕はゆうあいではやっていないんですね。そこに今、事務所あるけど。まず、僕は物資、外から入ってくるものと、人的なものというのをやっぱり固めておいたほうがいいんじゃないか、そこにあるときにね。というのは、まず思います。実際そういうふうに見て、そこも、僕、広島の方行っただんですけど、ばらばらやったんです、そのときは。人は人、こっちはこっちって。なかなか混乱していました、ほんとに。だから、それを1つにまとめといたほうがいいんかなというのが、まず、それどう考えていられるかというところがまず1つね。

僕、思うんですけど、第1健民、ヘリコプター、ここ、今、梨本委員からもあったんですけど、ヘリコプターが場外離着場になっているからあきませんよみたいなことに、今、理由になっているんですけど、逆ちゃうんかなと思いますわ。どっちかいうたらね。僕、あそこがいいなと思うのは、御所インターチェンジからも、緊急、さっきも4割ぐらいは葛城市の建物が潰れる。どっちか言うたら市街地にあるよりも、そういう御所インターチェンジとかからもすぐ、あそこ建物も少ないですし、これ来やすいんじゃないかなというところをまず1点。五條からもね。というところがまず思いましたね。

それと、これ僕も委員会でも何回も言うてるんですが、近江八幡市に、今度また視察、見学になるんですけど、行ったときには、やっぱりここ1回見てほしいんですけど、ここ、近江八幡市立にある健康ふれあい公園というのがあるんですね。そこはもう新しいですわ、まだ。サッカー場がまず、サッカー場が災害用のヘリポートになっています。屋根つきの多目的広場というのもつくられているんですけど、そこが物資集積拠点、支援物資を受け入れるところになっていますね。プールもあるんですよ。ウェルネス、プールあるじゃないですか。そこは浄水型のプールになっているんです。要は、プールの水を使えるみたいな、災害時にね。あとはいろいろあるんですけど、車中のテント用の、テント泊するような用地に変わったりとか、備蓄倉庫にもなったりとか、ほんで本部、そういう本部が設置されるクラブハウスが本部になるみたいな。今、今回、コミセンあるけど、イメージ的にですよ、そこが本部になるみたいな。これも今、緊防債が5年、一応延長になりましたやんか。そのときに、今度5年後に国スポあるわけじゃないですか。何かしら何か運命的なもん感じませんか。僕はそういうところも含めて、全部、そういう拠点になればいいなと。あそこ浸水の心配があるんですよ。あそこはね。ただ、今度、例えば国スポ開催するときに、調整池、グラウンドの下に池をつくるとか、そういう対策もできるわけです。だから、そういうのも含めて、全体的に受援施設の在り方というか、というのを考えてもらえるようなことというのはないんじゃないかな。2点ね。

吉村委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

まず、1点目です。確かに受援となると、人の受入れというのは、すごい重要であると思っています。実情では、葛城市に宿泊施設とかがないというのが現状です。人の助けに来ていただいている人たちの生活は、どこで寝ていただくとかというのはすごい問題になるなというのは考えているところです。宿泊施設とかってなると、多分市だけでは、奈良県、この県というのも宿泊施設がないので、そこはもうちょっと広域的に考えて今後いけたらなというふうには思います。

西川副委員長 2点目については、多分課長では答えにくいと思います。

吉村委員長 それは無理やと思います。そうなんですよ。ほんなら、市長か副市長。2点目はそうじゃないと、課長は無理ですもんね。

東副市長。

東 副市長 ご意見といいますか、ありがとうございます。

2点目の今、西川副委員長の件にお答えをさせていただきたいと思いますが、運命的なものを感じないかということでございますけど、5年、5年ということで、ほんと運命的なものは感じるのを感じますけれども、国スポの進捗、進捗状況といいますか施設整備もそうなんですが、やっぱり当然いろんな葛城市から極力単費を出さないで、国であるとか、県の補助金とかいろんなことを駆使しながら、我々はそういう施設を整備をしていかなければならないなというふうには思っております。その中で、そういう合体した、浸水も考えた中でのそういった施設というのは、これは勉強をさせていただけたらと思っております。

ます。今度、近江八幡、議会のほうで視察を行かれます。また、我々一緒に行けたらいいんですけど、私、公務で行けませんけれども、また職員行きますんで、そこからまたヒントを得ながら、そういったものが果たして可能なのかという部分も、これからは研究はしていけたらなと思っております。

以上でございます。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 1点目の宿泊、来てもらった人、確かに宿泊してもら wanna あかんのですね。これも今度、やっぱり国スポやるときって合宿とか、そういうところで、あそこに泊まってもらって、大会を何日かするんやったら、泊まってもら wanna あかん施設にせなあかんのですよ。せなあかと僕は思っていますし、いろんなところから来てね。そういうことになったら、そこも宿泊施設として使えるじゃないですか、言うたら。でも、そういうのも全部含めて、物資集積拠点だけじゃなくて、総合的に災害に対して、受援施設に対して、総合的に考えてもらう。ただ、市街地にあるよりは、僕はさっき聞いてびっくりしたんです、4割ぐらい建物が倒れたりとか、何かほんだら電信柱倒れたりしたら、恐らく道路使えんようになったりもするかもしれませんし、そやから、そのときのこともやっぱり考えたら、できるだけ何も無いところのほうを受入れはしやすいんじゃないかなというふうには思いましたね。

副市長、答えていただいたんですけど、やっぱりぜひとも、今度、視察研修、吉田部長も総建のほうで行ってくれやるんか分からん、理事者のほう行ってくれやると思います。そのときに、ぜひとも財源のことも併せて、いろいろと勉強、研究してほしいなと思うんです。例えばグラウンド使うんやったら、t o t oの助成とか、要は宝くじのt o t oの助成とかもよく使われていますよね。滋賀県なんか結構それ使って、本当にいい施設、こういう今のね、ここの近江八幡だけじゃないですよ。そういうところが結構多く、これ多分国スポでも合わせてやらはったと思いますわ。だから、結構多く見られるんですね。充実しています。それから、そういうのも含めて、スポーツの観点と防災の観点というところから、1回そういう考えもできんのちゃうかなというふうに思うんで、ぜひとも研究していただきたいなというふうに、検討していただきたいなと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかによろしいですか。今し方……。どうぞ。

梨本委員。

梨本委員 先ほどの空輸の話で、やっぱり農村広場と第1健民という話あったんですけども、去年の予算委員会で阿古市長が、今の當麻複合施設n i c o n o w a、今度のn i c o n o w aと、それからいきがい体育館というお話をされたと思うんですね。私は、それ動線考えても非常にええん違うかと。當麻地区と新庄地区で1か所、そういう形で、空輸で来たものがちゃんと農村広場の横にn i c o n o w aはできますし、それから第1健民からも寺口・北花内線で、1本で近くまで運んで、いきがい体育館、私は運べると思うんですよ。そうしたときに、いきがい体育館、今ここの説明の中では、避難所と同一敷地のため動線確保が難しいと、こういうふうになっているんやけれども、今、いきいきセンターの駐車場、これ、所管

としては地域包括になると思うんですけども、ここの駐車場を広げてはるじゃないですか。これも受援体制を整えるという目的の1つがあって、ここを広げるというのも、これ市長おっしゃられたと思うんですけども、そうすると、今整備してはんねんから、動線をしっかりそのときに考えるということを私できると思うんですけども。にもかかわらず、いきがい体育館は、何も指定避難場所にもなっていないわけですよ。横のいきいきセンターはなっています。非常にこれも使いやすいというか、あこは本当に避難場所として、皆さん、助かるんじゃないかなと私は思っているんですけども、施設とくつついていたら、私、これ難しいと思うんですよ。でも、離れていますよね。離れているというか、間あって同一施設ではないですよ。ですから、このいきがい体育館をどう活用すんのか。これは下が今ゲートボールとか、グランドゴルフで使うてはるから、土場やというのは分かりますよ。でも、こういった緊急時は、やっぱりブルーシート引いたりとか、パレット引いたりとかしてでも、こういう場所を使えると思うんですよ。だから、ここの活用について、これは体育振興課と、それから地域包括と連携して考えやんとあかんことなんで、今、課長に答弁求めんのもしんどいかなと思うんですけども、その辺りの体制、どういうふうにやっていくのかということに関して、いきがい体育館をどう使うかということに対して、もし考えていらっしゃることがあれば、聞かせてください。

吉村委員長 これはどなたに。

じゃあ、阿古市長。

阿古市長 緊防債の期限のある中で選択したのは、物流センターの購入を選択しました。それは今、議会の中でも議論いただいているところなんですけども、それまでの間、そこにたどり着くまでの間は、1つの可能性としていきがい体育館、それと、これから新しくできる當麻の複合施設を受援体制の施設として活用できないかということを検討いたしました。ただ、物流センター等の購入のほうにシフトができましたので、ですので、いきがい体育館は当初から考えておりますのは、可能性として聞いておいてください。ペットを飼われている方がおられます。ですので、避難所としては、いろんな要望のある方がおられると感じています。例えば、性別なものであったり、例えば極端に赤ちゃんであったりとか、それですが、ペットをかわいがられている方であったりとか、それを一斉に同じ場所でいろんな方と一緒に、ハンデをお持ちの方も全てを1つの避難所の中に集めるというのは難しいであろうというのを感じています。ですので、今整理を始めようとしておりますのは、例えば、ある一定のハンデをお持ちの方は、その方たちを集めるような施設の在り方、ですので、ペットをお持ちでかわいがっておられる方は、ペットをかわいがっておられる方が集まるような避難所の在り方、もしくは、小さい赤ちゃんを抱えておられる方は、その方たちが集まるような、そういう、ある種区別した中で、ノーマライゼーションの考え方というのは、通常の段階であれば何とかクリアできるかも分かりませんねけども、災害が起こった非常事態の中では、ノーマライゼーションの考え方は通用しないだろうと実は感じているところなんです。ですので、そのような、ある種細分化したような形の避難所の在り方を今検討しろというところは入っております。ですので、今まだこの段階の中で公共施設等で、まだ未使用の部分、検討する

べき施設が、例えば学童保育所ですとか、いろんな表記の中で出てきていますねけども、それを各地域、地区の避難所として張りつけるのではなく、そういうタイプ別の避難所の在り方として考えられないかなというような考察は始めているところでございますので、多分、ほかに物資集積所等が確保できるのであれば、いきがい体育館は多分、当初からイメージとしては、ペットをかわいがっておられる方をそちらのほうに集約できたらなという思いがあります。こちらのほうはまだその部分というのは、防災計画のところに織り込んでおりませんので、今検討している最中でございますので、その辺は整理をできましたら、していきたいなと考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 避難される方が多様化している中での対応ということも検討にされたというようなご答弁でありましたけれども。

梨本委員。

梨本委員 今、市長から、これからいろんなケースがあるから、それに対応していかなとあかんというお話やったかと思うんです。であるならば、やはり私、ちゃんとした全体像の計画というか、いろんな形を想定した、ペットに対してはいこうしていこうとか、當麻複合施設に関しては、設計段階から受援体制を取り入れた形での設計を組んだというふうにおっしゃられているわけですよ。それを逆転させてということになっては、私は困ると思いますし、いきがい体育館にしても、去年の答弁とはずれてきているわけですよ。実際に、今の東室の物資集積拠点の件は今日は触れませんが、でも、それも含めて、全体像が分かって、こういうことが必要や、だから、今これが葛城市に足らんねんというところで考えていく。それが私必要かなというふうに思いますので、その考え方をしっかりと議会のほうにも示していただいて、これぐらいのものが必要なんですと、こういったケースにはこういうふうに細かくやっていこうと思っていますとか、いうものが示されると、我々としても、なるほど、行政としてはここまで考えてくれてんねや。そしたらこういう施設いるよねというふうな理解も得やすいと思いますので、その辺りしっかりと説明していただきますようよろしくお願いします。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 災害対策については、時間との戦いやと実は感じております。時間というものをどう捉えるのかということやと思うんですけども、當麻の複合施設は、おっしゃるように受援施設としての機能を入れるような検討を実はその中に入れております。その1つとしては、今ゆうあいステーションがボランティアセンターのほうになっています。外部から応援に来ていただいたところを受けるところなんですけども、ゆうあいステーションそのものが実は避難所になっているんですね。ですので、避難所とボランティアセンターとを併設するということは、機能的には難しいと思っておりますので、その部分について、當麻の複合施設のほうにボランティアセンターのほうの機能を移す考え方を持っております。その分につきまして、ホールの建設の仕方等を傾斜型の椅子ではなくて、平型に変えているというところも実はその辺の考察を入れたところでございます。なおかつ物の搬入、ボランティアセンターもいろ

んな資材等が必要になりますので、ですので、そういうようなものを考えた中での設計を入れておるとというのが実情でございます。あくまで受援施設として使うということは、前提としては実は変わっておりませんので。

以上でございます。

吉村委員長 市長からも補足の説明をいただきました。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 今回のことにつきましては、本日は理事者側のほうから、公共施設いろいろ検討したけれども難しかったよというふうな、冒頭ご報告いただいたわけですが、むしろ各委員から、いやいや、これ結構、公共施設、強みがあるんじゃないかと、使えるじゃないかというふうな意見が出てまいりました。次回は、やはりこの全体の流れの中で、先ほど副委員長もおっしゃいましたけれども、人をどのように張りつけるかも含めて、今度は、先ほど副委員長、近江八幡の健康ふれあい公園のことについて触れられましたけれども、私ども、総務建設常任委員会で7月に行く中で、道の駅パレットピアおおのというところ、岐阜県のほうにありますけれども、これは通常道の駅で使っていて、それから保育施設なんかも併設されているんですが、これが災害施設にぱーんと転用すると。そのときに、警察官何人、消防署員何人、それから自衛隊員何人が入るというふうなことも含めて、全部計画もされているわけです。だから、そういうふうなことも含めた受援体制、そういうふうなところも示していただかないと、なかなか私どもも検討しづらいかなというところもありますので、この辺り、谷原委員からもご要望ありましたけれども、全体のことについて人的なことも含めて、次回は指し示していただいて、私ども委員会としても検討していきたいかなというふうに思います。このことにつきましては、この程度にしておきたいと思います。

続きまして、2、葛城市第三次総合計画の策定についてを議題としたいと思います。

本件について理事者よりご報告をお願いをしたい。いいですか。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから葛城市第三次総合計画の策定に向けた現在の進捗状況について説明させていただきます。

まず、これまでの総合計画及び総合戦略策定審議会についてでございます。1回目が令和7年の8月18日に開催し、案件については、第二次総合計画及び第2期葛城市総合戦略に係る実績報告、第三次葛城市総合計画に係るアンケート調査表について審議いただきました。2回目は令和7年12月19日に開催し、主な内容については、第三次総合計画に係るアンケート調査結果の速報、第三次総合計画及び第3期葛城市総合戦略構成案について審議いただきました。3回目は令和8年5月20日に開催し、第三次総合計画に係るアンケート調査結果確定版と第三次総合計画の方向性について審議いただきました。この3回目の審議会において、おおむね第三次総合計画の方向性が決まったことを受けまして、令和8年5月28日に、市長、副市長、教育長、部長級職員で構成される葛城市総合計画及び総合戦略策定本部会議を開催し、現在各部署において策定に向けた具体的な取組や数値目標であるKPI、

関連計画等について検討しているところでございます。ここまでの現在の策定に向けた進捗状況でございます。今回の説明につきましては、5月20日の策定審議会で報告しましたアンケート調査結果の確定版と、第三次総合計画の方向性の資料を基に説明させていただきます。

それでは、まず、資料1、アンケート調査結果報告書の1ページをご覧ください。アンケートの対象者については、18歳以上の市民の方3,000人を無作為抽出にて実施したほか、比較的ウェブ回答に抵抗の少ない、39歳以下の若年層777人にはがきのみを追加発送し、ウェブでの回答を依頼しました。また、葛城市内の学校に通う小学校5、6年生739人、中学生1,160人につきましては、各学校においてタブレットで回答いただいたほか、15歳から17歳の高校生世代1,223人については、先ほどの39歳以下の若年層と同様に、はがきのみを発送し、ウェブでの回答を依頼しました。今回のアンケート調査は、小学校5年生以上の全ての年齢に幅広く実施し、様々な意見を聞かせていただき、今後のまちづくりに関し、大変参考になるアンケート結果であったと考えております。

なお、調査期間は令和7年9月上旬から10月下旬まで実施し、アンケートの回収率については、18歳以上の住民様対象分で41.2%、小・中学生、高校生世代で58.3%となっております。

次に、3ページから4ページについては、アンケート調査結果の概要になります。5ページ以降については、アンケート結果を年代等の属性ごとに分けて分析するクロス集計を行った結果となります。今回につきましては、設問数が多く、時間の都合上全てを説明できませんので、ピックアップして説明をさせていただきたいと思います。

まず、7ページ、下の住民問6、勤務地・通学先に関するアンケート結果をご覧ください。グラフ下の表より、若い世代が市外へ通勤、通学する割合が高いことが分かります。大阪へのアクセスのよさ等の立地により、居住地として選ばれる傾向が高い一方で、市内の事業所が少ないことが、市内で就労される方の少なさに起因しているものと考えております。

次に、10ページ、住民問9、葛城市に居住するきっかけは何でしたかという問いについては、結婚を理由に移住する割合が高く、年齢別に見ると、生まれたときからを除きますと、子育て・教育環境に魅力は、18歳から29歳、30歳から49歳で2位となっており、特に子育て世帯は、葛城市の子育て環境のよさに魅力を感じていただき、居住している方が多いと分析しております。

次に、11ページ、住民問10、小中高生問8、あなたの現在の幸福度を教えてくださいという問いをご覧ください。こちらの設問は、幸福度、いわゆるウェルビーイングに関する調査となっております。一般の住民の調査結果6.91点に対し、全国値が6.44点となっております。比較しますと、0.47ポイント高いという結果となっております。また、クロス集計の結果、下の表の赤枠で囲っている箇所は、後で説明させていただきますが、暮らしの満足度との相関を調べたものであり、葛城市の暮らしへの満足度が高い方は、幸福度も高い傾向にあることが分かりました。このことから、地域満足度の向上を図ることは、住民の幸福度の向上につながるのではないかと分析しております。

次に、15ページ、住民の間13、小中高生の間9、葛城市の住み心地に関する設問をご覧ください。クロス集計の結果では、若い世代のほうが住みやすいと感じており、また、子どもがいる世帯では9割以上が住みやすいという結果になっております。

次に、17ページをご覧ください。住民間14、小中高生間10の葛城市の暮らしへの満足度についての問いになります。葛城市の調査結果6.74点に対して、全国値が6.68点となっております。比較しますと、0.06ポイント高いという結果になっております。この後に説明はさせていただきますが、次期総合計画のKGI、つまり重要目標達成指標については、この地域満足度の向上を最終的な数値目標にしたいと考えており、策定審議会においてもこの点についてご了承いただいております。

次に、19ページ、住民間15、小中高間11、あなたが感じている葛城市の良い所と悪い所を教えてくださいという問いについてです。住民の方、小中高生ともトップ3は同じで、市のよいところは、自然が豊か、災害が少なく安全、治安がよいという結果になっております。クロス集計の結果を見ると、10代から40代は自然が豊か、50代以上は災害が少なく安全の割合が高い傾向になっております。また、21ページの悪いところについては、特にないを除いたトップ2は、住民、小中高生とも同じで、日ごろの買物が不便、交通、通勤、通学が不便となっており、クロス集計の結果を見ると、若年層は交通、年齢が上がるにつれて買物の割合が高くなるという傾向が見られました。

次に、23ページ、問16、高校生間12の現在の困り事、不安なこと、10年後の生活を考えたとき、不安なことに関する設問です。現在の困り事は、近くで食料品や日用品を買えない。近くに病院や金融機関がないと回答される方が多く、10年後不安なことは、近くで食料品や日用品を買えない。近くに病院がない。親やあなた自身への介護・介助ができないと回答される方が多くなっております。年代別で見ると、18歳から29歳と50歳から69歳でその割合が高く、親の介護と本人の介護への不安を抱えている年代であると考えております。また、50歳から69歳及び70歳以上では、近くで買物ができないということに不安を抱えておられる方が多いという結果になりました。先ほど説明させていただきました問15の悪い点とも関連しており、やはり近くで買物ができるような利便性の向上が求められていると考えております。

次に、25ページ、住民間17、小中高間14、あなたが住まいの場所を選択する際に特に重視することは何ですかという設問です。住民のトップは買物の利便性、小中高生のトップは働く場所、仕事があることで、2位、3位は、住民、小中高生とも治安のよさ、交通の利便性のよさとなっております。また、参考までに、59ページの市外モニター調査結果の間2、あなたが住まいの場所を選択する際に特に重視する項目についても、買物の利便性、治安のよさ、交通の利便性がトップ3となっております。

次に、28ページ、住民間18、これからずっと葛城市に住み続ける予定ですかという設問と、29ページの小中高生の間13、将来、葛城市に住みたいと思いますかという設問をご覧ください。住み続ける割合は8割弱と、全体的に多いという結果ではございますが、18歳から29歳代は転居意向が2割程度となっております。また、29ページの小中高生については、分からない・まだ決めていないという回答を除くと、回答では住み続けたい・将来的には戻

りたいを合わせると4割程度となっており、将来子どもたちのUターンをさらに増やしていくためには、市内での企業誘致等の就労環境の整備が必要であると考えております。

次に、34ページ、住民問25、高校生問17、市の情報の主な入手手段についてでございます。情報入手手段は広報誌が多いという結果になっておりますが、年齢別では、30歳から49歳では、市の公式LINEの活用割合が高いことが分かりました。

また、36ページの住民問28、高校生問20の市の情報発信手段として積極的に活用すべきだと思うものは何ですかの問いでは、全体として広報誌がトップではありましたが、40代以下では、SNSの活用が最も高い割合となっております。時間の都合上、全ての項目を説明できませんので、アンケート調査結果については、また後ほどご覧いただければと思います。

次に、資料2、葛城市第三次総合計画の方向性についてをご覧ください。こちらの資料につきましては、12月に開催させていただきました第2回策定審議会においてご説明させていただき、その際に策定委員の方々からいただいた意見を取り入れて更新したものとなっております。1ページ左上段については、総合計画、人口ビジョン、総合戦略に関する説明を記載しております。

続いて、1ページ目、左下の図、計画の位置づけについてをご覧ください。現在策定中の総合計画の構成に合わせた図と総合計画の位置づけに関する説明となっております。

続いて、1ページ目、右側から2ページ目、左側については、アンケート調査の結果等を踏まえた市の現状や課題について、分野別に体系的に整理したものとなります。人口、子ども・子育て支援、福祉・医療、産業・経済・雇用、都市基盤整備、安全・安心、市民協働・行財政運営、環境整備、生涯学習・多様性・人権と、9つの分野で現状と課題を整理しております。

続いて、2ページ、右側をご覧ください。こちらは昨年の12月に開催された策定審議会においては、まずは基本理念を考えるべきとの意見や、最終的な目標を計る指標であるKGIを定めるべきではないかとのご意見をいただきました。このことから、まずは基本理念として、子どもから子育て世代、高齢者まで全ての人にとって住みよいまちづくりを進めるということを基本に据え、基本理念を歴史と未来が調和し、誰もが安心して住み続けられるあたたかいまちを案として策定審議会に諮らせていただきましたが、委員の方々から、葛城市らしさをもう少し出してほしいとの意見がございましたので、再度検討していく予定でございます。

次に、策定審議会において、いただいた意見を基に、次期総合計画においてはKGI、つまり重要目標達成指標を設定し、基本理念を達成するための数値目標として設定したいと考えております。この指標については、先ほどのアンケートで説明させていただきました葛城市の暮らしへの満足度である、地域満足度にしたいと考えております。アンケート結果から、地域満足度と幸福度や住みやすさに相関関係が見られることから、誰もが安心して住み続けられるまちづくりの状況を確認する指標として最も適しているのではないかと考え、策定審議会においても了承いただいたところです。具体的な目標数値の検討については、今後行う予定です。また、この地域満足度の数値目標の達成状況の確認については、第三次総合

計画の計画期間の折り返しである計画5年目をめどにアンケート調査を実施し、達成状況を確認したいと考えております。

続いて、3ページをご覧ください。上の表については新体系案で、下の表については、現行の第二次葛城市総合計画の体系となっております。上の表の新体系案の一番右に関連現行ナンバーと記載していますのは、現行体系のどの政策目標に該当しているかを記載しております。この新体系案については、アンケート調査結果等を踏まえて今後のまちづくりに向けて課題を整理し、今後進んでいく方向性について検討した結果、第三次総合計画では、政策目標として7つの政策目標と21の施策目標を次期総合計画における方向性の案として、策定審議会においてもおおむね了承いただいたところです。

まず、1つ目の政策目標、未来に向けたこどもの育ちと学びでは、3つの施策目標を掲げ、関連分野としては、子育て支援・青少年、学校教育、学校環境など、2つ目の政策目標、温もりで支え合う福祉と医療では、3つの施策目標を掲げ、関連分野としては、地域福祉・社会保障、高齢者・障がい者福祉、医療・健康など、3つ目の政策目標、人を呼び込む、活力と魅力あるまちでは、4つの施策目標を掲げ、関連分野としては、企業誘致・商業施設誘致、農業・商業・工業、観光・魅力増進、宿泊施設誘致、都市基盤整備・土地利用など、4つ目の政策目標、生活における確かな安全と安心では、2つの施策目標を掲げ、関連分野としては、防犯・生活の安全、防災・消防・災害対策など、5つ目の政策目標、みんなで取り組む持続可能なまちづくりでは、3つの施策目標を掲げ、関連分野では市民参画・行財政・広報広聴、公共施設管理、DXなど、6つ目の政策目標、人と自然に優しい住環境では、3つの施策目標を掲げ、関連分野では環境・エネルギー・脱炭素、自然・景観、住環境・衛生など、7つ目の政策目標、誰もが尊重し合う、心豊かな社会では、3つの施策目標を掲げ、関連分野では、歴史文化、生涯学習・スポーツ、男女共同参画・人権・多文化共生などとなっております。それぞれの施策目標に対する課題や目指すべき姿、具体的な取組や数値目標であるKPI、また、関連計画等については、現在各部署において検討いただいているところでございます。

続いて、4ページをご覧ください。総合計画の考え方としては、全ての住民にとって住みよいまちづくりを行うための市の最上位計画であり、政策目標、施策目標については、全ての分野を網羅的に記載するため、抽象的な表現になることが多いです。しかしながら、12月に開催いたしました策定審議会において、ここは強い、ここは弱い、ここに力を入れて伸ばしていくというのを考え、選択と集中によって重点施策を示し、そこに向けて何をやるべきなのかを示していくことが重要であるというご意見をいただきました。その意見を受けて検討した結果、限られた財源の中、必要な施策を集中的に投入するため、計画におけるまちづくりの重点目標を明確にし、計画の成果を目に見える形で実現するためにリーディングプロジェクト、重点政策を計画の中で設定したいと考えております。このリーディングプロジェクトについては、基本理念や各施策の達成、推進に向けて喫緊に取り組む優先度の高い施策と位置づけ、6つのプロジェクトを設定いたしました。

まず1つ目、旧當麻庁舎跡地のエリアの賑わいの創出についてです。アンケート調査結果では、買物に関する利便性に関係する回答が多く上がっておりました。旧當麻庁舎跡地エリアに商業施設を誘致することにより、買物に関する環境を改善し、また、複合施設や周辺エリアの整備により、地域経済の活性や利便性の向上、住民活動の拠点整備を進めたいと考えております。

次に、2つ目、市民の命を守る防災対策の推進です。こちらアンケート調査結果では、幸福度の判断に重要な項目で、約4割の人が、災害や犯罪の危険がなく、安心・安全な暮らしができることと回答して、また、葛城市のよいところでも5割を超える方が、災害が少なく安全と回答しており、住まいの場所を選択する際に重視することはという設問でも、5割を超える人が、災害が少なく、安全であることと回答しております。この結果から、安心・安全に暮らすことのできる生活環境を整えることが、市民の幸福度の上昇、ひいては人口増につながるのではと考えており、大規模災害に備え、受援体制や防災備蓄の整備を進めることにより、災害時の対応力を強化し、安心・安全なまちづくりを進めたいと考えております。

次に、3つ目、尺土駅前整備事業についてです。アンケート調査結果において、葛城市のよいところと悪いところを教えてくださいという問いの悪いところで、多くの回答があった、交通の利便性が不便や、住まいを選択する際に特に重視することで、多くの回答があった、交通、通勤・通学の利便性のよさという点を踏まえ、交通の利便性は住民にとって優先度の高い項目と考えております。葛城市の玄関口である、尺土駅前を中心に基幹道路や駅前道路、地域交通ネットワークの整備を進め、暮らしやすく住みやすいまちづくりを進めたいと考えております。

次に、4つ目、企業誘致・産業の創出についてです。小中高生のアンケートでは、住まいの場所を選択する際に特に重視する項目で、6割弱の方が働く場所、仕事があることと回答しております。子どもたちが大人になっても葛城市で住み続けられるように、また、一度出ていった方が戻ってこられるよう、就労環境を整えることは重要であることから、企業誘致、産業の創出により、地域経済を活性化させるとともに、働く場の確保を通じて、定住促進や魅力あるまちづくりを推進したいと考えております。

次に、5つ目、葛城インターチェンジ周辺地区の活性化についてです。アンケート調査結果で、あなたが感じている葛城市のよいところで、5割を超える方が自然が豊かと回答しており、豊かな自然は、葛城市の強みの1つであると考えております。道の駅かつらぎやしあわせの森公園、現在活用方法がまだ決まっていない社会教育センター跡地の有効活用に向けた取組を進めることにより、葛城インターチェンジ周辺地区を中心としたにぎわいを創出し、豊かな自然が多い、山麓エリアの魅力向上を図りたいと考えております。

最後に、6つ目、豊かな自然環境を活かした山麓地域の活性化についてです。5つ目と同様、豊かな自然の部分に関わってくる項目です。現在実施している市政フォーラムで、山麓地域のお住まいの方から、山麓エリアの耕作放棄地の問題について意見が多く寄せられています。山麓地域の自然環境を活用した観光事業による活性化を進めるとともに、自然の景観

を守り、山麓地域を活性化させるため、高齢化、担い手不足により増加傾向にある耕作放棄地の対策として、耕作放棄地を活用した地産地消の地域ブランド作物の育成事業を推進し、山麓地域の活性化を推進したいと考えております。

これら6つのリーディングプロジェクトを策定審議会において審議いただき、それぞれの項目の微修正は必要なものの、内容については承認いただきましたので、第三次総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。

説明が長くなりましたが、ここまでが葛城市第三次総合計画の策定に向けた現在の進捗状況となります。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ただいまご報告願いましたが、ちょうどこれで会議開始から1時間半少し経過をしましたので、ここで一旦、11時20分まで休憩を取って、20分から再開をしたいと思います。その後で質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩前に葛城市第三次総合計画の策定状況について、企画政策課長よりご報告いただきましたが、このことにつきまして何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。今回、こういった調査案件として我々教えていただいて、内容的には大体こういう方向で進んでんねんということがよく分かったんですけども、私は以前から、こういった計画とかというのはしっかりとやっぱりそこで働く人、葛城市でいうならば、職員さんの思いであったり、意向であったり、それから今抱えていらっしゃる課題、感じていらっしゃるようなことをしっかりとこういった計画にボトムアップしていただきたいなというふうに、以前から伝えていたと思うんです。そういったところについて、今現状、企画のほうで一生懸命やっているといると思うんですけども、ほかの部局との調整とか、この総合計画について、こういったやり取りをされているのかということを1点目教えていただけますでしょうか。それが1点目です。

2つ目は、それに関連するんですけども、しっかりとそういった方針であったり、一番大事な基本構想やと思うんですけども、そこから派生する方針であったり、目標、そういったものがしっかりと各部局、部課、課のほうまでしっかり浸透して、初めて本当に葛城市として一体に市民さんに対して福祉の向上が成し遂げられるというふうに私は思うんですけども、そういった中で、なかなか今までの計画を見ていると、どうしても急にぼっと上がってきたりとかというものがあったりして、ここは市長に聞きたいんですけども、基本戦略、前回の基本戦略の中に5万人チャレンジというものがあって、5万人チャレンジをやっていこうということあったんですけども、先日、西川議員の一般質問の中で、基本5万人チャレンジなんだと。5万人構想じゃないんだと言われて、私混乱しているんですよ。その辺り、この5万人チャレンジが今後、こういった今回大きな総合計画の見直しですから、ここにそういったものが入ってくるのか、戦略の中にも入ってくるのか。であるならば、そ

のチャレンジと構想の違いも含めて、もう少し補足で説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

吉村委員長 これにつきます。

西川企画政策課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

他部局との調整という件に関しまして、冒頭でも説明させていただいたんですけども、まず市長、副市長、教育長、部長級の職員をもって構成する策定本部会議を開催させていただきました。そこで、やはり部長がまた、リーダーシップを取って、各部局の各施策、具体的な取組とかをしっかりとリーダーシップを発揮してやっていただきたいということで、指示を出していただきました。現在の状況は、それを基に各課に今、照会を投げており、それぞれの分野での課題とか、目指すべき姿、また、具体的にどういうことに取り組んでいくのか。また、数値目標であるKPIですとか、関連する計画、この辺を今、各課に投げている状況でございます。それがもし返ってきた段階で、企画政策課と各課でしっかりとお話をさせていただき、各これ、それぞれの施策の取組について、計画に盛り込んでいきたいと考えておるところです。

以上です。

吉村委員長 次は5万人チャレンジですね。

阿古市長。

阿古市長 以前からチャレンジという言葉に物すごく具体性をお求めになっているような気がするんですけども、チャレンジというのは、精神的なもののウェートのほうが多い意味の単語です。そして、構想となりますと、もう具体的な形を前提としたような言葉になりますので、ですので、私が申し上げているのは、市の要件としては、本来は私は5万人がもう適正な、総務省が認めている市の基準でございますので、市としては、それを目指すべきであるという意思を持っております。ですので、それに向かってチャレンジをするんだというのはまさにそのとおりなんですけども、そのチャレンジをするに当たって、どのような総合戦略でいくのかということやと思うんですけども、これはもう明確なんですよ。もういろんなフォーラムでもそうなんですけども、各部署との話の中でも、うちのまちのづくりは、マスコミもそうなんだけど、非常にシンプルな考え方を持っておりまして、人というのは住みたいところに住むんです。ですから、住みたいまちをつくれれば、人は集まってくるという考え方なんです。ですから、住みたいまちってのはどんなまちなんだというのを各分野、分野に落とし込んだ政策をつくりなさいというのが基本的な考え方なんです。ですので、それに沿った今までまちづくりというのを、それに修正をかけながら行ってきたところなんですけども、今回は、大きな意味の総合計画の中での変更がございますので、その辺をさらに具体的なものに落とし込めたらなという気持ちは強いです。5万人チャレンジ、その精神を持っていないと、私はそこにたどり着かないと思います。現状維持しようとするれば、必ずマイナスになります。これはもう私の民間企業の経験からの考え方なんです。拡張しようとする、進歩しようとする

る気持ちがなければ、退化していくというのが私の考え方ですので、ですので、チャレンジというその言葉というのは非常に大切に私の中では持っておる言葉でございます。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 各部局との連携に関しては、よく分かりました。本当にこういった計画つくるときは、所員さん、課員さんまで全員がやっぱり思いを持って、魂を込めて私は計画つくってほしいんです。そこにやっぱり関わっている、しっかりと自分たちがつくった計画であるからこそ、自分たちがやっぱり本気になって取り組めると思うんですよ。これが、今一生懸命、審議会のほうでもやっていただいていますけれども、ほかの人が決めた、コンサルさんがラベルだけ貼り替えたような、こんな計画は、本当所員さん、やる気にならんと私は思うんです。ですから、そういったやる気につながるようなしっかりと意見を取り入れていただいた、実の入った計画をこれからも頑張ってつくっていただきたいなというふうに思います。

市長もお答えいただいて、私はどうも精神的な話は、もうあんまり計画とか戦略の中で、特に戦略なんかで入れるのはなじまんのちゃうかなと。気持ちを5万人に向けてとおっしゃるんですけども、そこだけがどうしても独り歩きしてしまうんで、それであるなら、一度審議会のほうでも5万人チャレンジ、ここまでずっとおっしゃってこられていますんで、私、市長の中であんまりあやふやな答えいただいたら、もうこれやめたらどうですかと言おうと思ったんですけども、そういった市長、思いを持ってやっていらっしゃるということですから、しっかりとその審議会なんかでもこれに向けて、市長の思いがこういうふうに入っていると。5万人に向けてどういうまちづくりしていったらいいのか。これ本当に5万人のまちづくりと、3万7,000、3万5,000人の人口ビジョンの実際の数字とのまちづくりは、これ全然変わってくると思うんですよ。そこにずれが生じると、本当に10年間の中で大きな差といますか、誤差ができてくると、これは本当に市民にとって不幸なことかなというふうに思いますんで、その辺りも含めて、5万人チャレンジ、5万人構想との違いなんかも含めた考え方をしっかりと反映していくということをやっていただきたいなというふうにお願いしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 総合計画ということで、最上位計画になるので、いろんな住民の方々のアンケートも取りながら課題をあぶり出して、今後の葛城市をどうつくっていくかということで、審議会等でも議論が続けられているということで、見させていただいて、全面的にいろんなほうに目配りして、やっていかれるんだなということは読んで分かるんですけども、1つ、ここはないなと思うことがあって、それは何かというと、葛城市は人口増、若い世帯の方々が転入されて、子育てされている方大変多いと、お子さんも多いと。その家庭をどう支援するかと。だから、こども・若者家庭センターもできました。そういう共働き家庭が今大変多い中で、本当に日々忙しく働いておられる保護者の方が多くおられます。そういう方にとって住みやすいまちづくりという観点が、お子さんについては、こども・若者サポートセンター

などの支えのあるんだけど、じゃ、そのお子さんを育てている家庭、ご両親等も含めて、保護者の方も含めて、日々忙しくされているから、どうサポートするのか。そういう視点が見当たらないなと思いますので、また機会がありましたら、そういう視点を入れていただけたらと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。いや、ここに書いてあるよということであれば、それで結構ですので、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう一つは、たてつけとして、まず最初に、総合計画の基本理念が（１）、（２）が基本理念の実現に向けた数値目標、３番目に新体系ということで、全面的にそれぞれの分野のことについて細かく施策目標が書いてあります。そして、４番目に、リーディングプロジェクト重点政策ということで書かれてあるんです。これは限られた財源の中で、集中的に重点政策を決めるということで書いてあるんですが、私、これ見ると、全てこれまでの事業の継続にすぎないと。これ将来に向けて10年計画でやるにすれば、もうこれ当面今やっていることを継続して、それをやっていきますぐらいのことになっているので、これ物足りないなという気持ちがするんですけども、やはり将来に向けて重点政策をここ力入れてやっていくということが、これではあまり見えないので、ここら辺のお考えを聞きたいんです。全てこれ、今現在進行中の事業ですので、それでいいのかなというふうな思いが私にあります。やっぱり10年後も見据えて、ここに今後重点投資していくというものがあっていいんじゃないかと。例えば、先ほどあった工業、企業誘致のために、重点的に投資するんだったら、やっぱりその地域を整備していくということ、あるいは道路も含めてやっていくということになっていくだろうし、あるいは子育てということになれば、その分野でこういう分野でやっぱり投資していくと、財源をそこへ重点的に配備するというふうな考え方あっていいと思うんですけど、これ消極的な感じがするので、そこら辺のことについてお伺いしたい。総合計画ですので、もっとここは思い切った考えがあっていいんじゃないかなと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

吉村委員長 2点ですね。

西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。

まず、１点目の子育てセンター等の支援というところなんですけども、この新体系案では、未来に向けたこどもの育ちと学びの一番上の、こども・若者の未来への一步をみんなで支える包括的な支援を推進しますというところに分類はされていると思います。ただし、こども・若者家庭センターの具体的な取組ですとか、今後の課題とか、こうしていくんだというところを計画に……。

吉村委員長 今、委員がおっしゃっていたのは、子ども支援というのはあるんだけど、家庭に対する支援というか、そういうのがというのがもし場所がほかにあるのであれば、含まれている、それが含まれているという発想でいいんですかね。いいですか。分かりました。その辺りも強調してお聞かせ願えたらと思います。

西川企画政策課長 申し訳ありません。少し答弁がずれておりました。家庭に対する支援というのも、ここには当然入ってくるかなと。あとは個別、どちらかといえば、具体的な取組になるのか

などと思いますので、それは、この下で具体的な取組でありますとか、そういう形で今度記載してくるというような形になるかなとは今考えております。

2点目のこのリーディングプロジェクトについてなんですけども、現行のやっているやつじゃないのかなというところなんですけども、ここはアンケート調査結果で、やはり市のよいところ、強い、いいと思うところ、弱いところというところをアンケート調査で意見を聞かせていただきました。その中において、やはりまだ達成できていないから、やはりここは力を入れてやっていくべきだと。また、強いところもどんどん強く伸ばしていったって、みんなが住みたいと思えるようなまちづくりにしたいという思いから、このリーディングプロジェクトを設定したというところでございます。だから、新たな目標とかというのは、現時点では今考えておりません。

以上です。

吉村委員長 課題の再確認というか。

谷原委員。

谷原委員 (3)の新体系案のところの未来に向けたこどもの育ちと学びの一番上のところに、みんなで支える包括的な支援を推進しますと、ここにも家庭ということも含むということですが、僕は弱いと思います。正直言って、今の国の動向、家庭を支援するという考え方がはっきり出てきているわけで、葛城市も家庭、こども・若者家庭センターとわざわざつけてやっていますので、そういうふうな新しい観点をもうちょっと言葉としてきちっと入れていくというのも新しい計画には必要なかなと思いますので、ぜひご検討いただけたらと思います。これは要望です。やはり未来に向かって魅力的な総合計画であるべきだと思うんです。つまりこれ読んで、葛城市って将来こういう方向へ進んでいくんだなという、そういうわくわく感があるような、そういう新しいものを入れていただくのを、ぜひ望みたいと思います。それがリーディングプロジェクトのほうに、あまり私、従来どおりの施策の延長のように思うので、この辺もぜひ何か1つ乗り越えるべき課題のことについてもうちょっとはっきりと打ち出していただけたらと思いますので、ぜひご検討いただけたらと思います。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。大丈夫ですか。大丈夫ですか。

西川副委員長。

西川副委員長 僕も一般質問のほうで質問もさせていただいておったんですけども、やっぱり第二次総合計画の中で、やはり100のK P Iを掲げられた、あれ、それと施策目標と、やっぱり客観的に僕も分析したんですけど、なかなかリンクしていないところがあるんですね。その辺は、やっぱり今回の第三次総合計画の中では、ちゃんと施策目標とK P Iの項目がちゃんとリンクするようなものにはしていただきたいなど。少なくともいいと思うんですよ。もうちょっと。もうちょっとシンプルにできるようなものでいいかなと思います。それは意見としてお話しさせてもらいますけども、一般質問の中で阿古市長のほうに5万人チャレンジも聞きましたけど、子どもたちのやっぱり未来をつくるための総合計画やということもおっしゃっていたと思うんです。おっしゃったと思うんですよ。この中で、やっぱり子どもたちが今不安をしているというところが、一番が働き口ですよ。ここの企業のね。そこに関して

もうちょっと踏み込んで総合計画の中でやっていただきたいなというところはすごく思います。例えば企業誘致のメニューですよ。何回かお話しさせてもうて、葛城市、固定資産税の減免は未来法の中でやっていただいたという経緯もありますけども、それ以外にもほかにもいっぱいメニューがあると思うんで、その辺もきっちり今度、総合計画の中でないと思いますけど、そういうメニューも考えられるような総合計画にしておいていただきたい。

それと、企業用地ですよ。その創出、これがまず葛城市にとってないので、これ、恐らく今回また、都市計画マスタープランも、都市マスも関わってくると思う。葛城市、ありがたいことに、御所のインターチェンジ、今度の集積地、御所の集積地あります。あそこの新村工業系ゾーン、ほんで今度、今葛城インターチェンジのところで言うたら、今リーディングプロジェクトに掲げられている葛城インターチェンジ周辺のまちづくり、にぎわい創出まちづくりというところもあります。北に行けば、柏原インターチェンジ、やっぱり165号線もあるんですね。山麓線からずっと続く。ほんだら、そっちのほうにもかなり交通量あって、企業が進出できるような可能性の場所もあると思います。やっぱりそこに関しても、いろいろと葛城市、恵まれた高速道路というのが通っていますので、そこら辺も含めて、これだいたい子どもたち、外に出ていっているというのが多いので、やっぱりそこにきっちり定住していただくために、そこは考えていっていただきたいなというふうに強く要望したいなと思うんです。それを含めて頭の中に入れた総合計画にしていきたいと思いますし、次の都市マスにつながるようなことにしていきたいと思います。これせやから、端、端で言うて、例えば御所のインターチェンジやったら、御所とも要は連携する可能性もありますし、香芝とあっちのほうやったら、香芝との連携もあるかもしれません。その集積、例えば産業の集積としたらね。その辺も含めた中で、それはもうトップしかできないと思いますねやんか。やっぱりその辺の御所との話もしながら産業を創出する。香芝とも話をしながら産業を創出する。お互いそれで両方、相乗効果になったら一番いいですし、そやから、そういうことも含めた中の産業用地の創出をしっかりと考えていただきたいというところは本当に思いますね。子どもたち、やっぱりそうやってずっとここにいていただきたいんで、その辺は要望させてもらいます。質問はもういいです。意見だけでさせてもらいます。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 私もうこれはもう意見になりますけれども、今回やっぱり私も改正農振法のことに触れさせていただいて、総合計画のほうにあんまり影響がないというご返答だったんですけれども、例えば豊かな自然を活かした部分の重点政策……。

吉村委員長 もうちょっとマイクの近くでお願いします。

速水委員 重点政策、その部分の自然豊かなという項目とやはり企業誘致という項目に触れてくるかと思いますね。その中で特に耕作放棄地を活用したという表現になっているんですけれども、ここはやっぱり耕作放棄地だけじゃなく、先ほどの改正農振法にもあるように、農地自体をやっぱり増やしていくという方向性も重要になってくるかと思うので、そういった表現というのは私は組み込んでいただきたいかなと思います。これも意見のみになります。

吉村委員長 分かりました。今し方、両委員から出ました意見もしっかりと検討をお願いをしたいなというふうに思いますが。ほか、よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 では、ほかにないようであれば、次に3、シェアサイクルサービスについてを議題としたいと思いますが、今、答弁者の入替えを行いますので。準備できましたら。よろしいですか。

本件につきまして、理事者より報告願います。

増田商工観光プロモーション課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

現在、商工観光プロモーション課では、民間の活力を生かした観光振興や地域の活性化を目指しているところでございますが、今回のシェアサイクルサービスにつきましても、民間の活力を利用し、市内や市外への移動における利便性の向上を図りたいと考えております。シェアサイクルサービス、HELLO CYCLINGは、現在奈良県内で約200か所のステーションが設置されており、近隣の香芝市や大和高田市などでも既に稼働しているところでございます。サービスの内容といたしましては、専用のアプリを利用して電動アシスト付自転車の予約、鍵の開錠、返却場所の予約、料金の支払いまでを行うものでございます。ステーションの設置に係る初期費用、維持費、撤去費用等は不要で、自転車のバッテリー交換や修理、ステーション間の自転車の配置替えなども全て管理運営会社が行います。市といたしましては、まずは実証実験による導入ということで、公共施設や駅前の駐輪場での設置について調整し、進めているところでございます。

なお、令和8年6月15日における市内で稼働中のステーションは9か所ございますが、ステーションが増えれば増えるほど利便性が向上しますので、順次調整を行っていきたいと考えております。今後も行政だけでなく、民間の力を活用し、有効的かつ効率的に事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございますでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 私も設置されているんを見て、何だろうと思ったんですけども、これは市の当然、市有地に設置するということになっております。それで、1つはこれ、使用料とか発生するのかなということ、業者との。

あと、業者との契約はどうなっているのか。市との契約ですね。利用者の方はアプリを使ってということなので、アプリで契約ということになるんだろうと思うんですが、私が懸念しているのは、市民の方は、市有地にこういうものが置いてあるから、市がやっている事業のように思われたりすることもあると思うんですね。そこで、市と業者との契約が分からないので、どの程度市の責任が発生するか、万が一の事故とかいろんなトラブルですよ。そ

れがどうなっているのか。単純にアプリの中の契約でとどまるものになっているのかどうか、そこら辺が分からないので教えていただきたいということが2つ目。

3つ目は、市民の方に何らかの周知が要ると思うんです。これ市の事業じゃない、市の事業じゃないというか、市の事業であって市の事業じゃないようなところもあるんですが、そこら辺が、市民の方にはある程度分かっていただくような周知が必要なんではないかと。それなしで始まっているから我々もびっくりするしね。一体これ、どういう経緯でそういうことになってしまったのか、そこら辺の経緯についても教えていただきたいと思います。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 ただいまの谷原委員のご質問でございますが、使用に関しまして、使用料等、費用というのは一切ございません。事業者さんとの実証実験に関する協定を締結させていただいた上でのこととなっております。市といたしましては、場所を無償提供をすることという条件と、3か所、3台分のスペースが必要となりますので、そちらのほうが必要の条件となっております。

また、事故時の対応なんですけれども、こちらにつきましては、基本的には利用者さんと相手さん、事業者さんとの間のものになるんですけれども、そこら辺、アプリを介して、事故があったときには専用のアプリから保険会社の専用窓口直接つながるようになっていたりとかいう仕組みにはなっております。市はあくまでも場所を貸しているというところでございます。

また、周知方法につきましては、市のホームページのほうでも周知のほうはさせていただきます。観光とかにも使っていただきたいというところもあります。事故の際のところというところではないですけど、Q A的なところも、うちの市のほうのホームページからリンクのほうを貼らせていただいているという状況でございます。

以上です。

吉村委員長 3番目の周知は言うて……。市の責任……。まず、突然に議会としては、聞いてしまっているというか、今後の周知じゃなくて、以前のこれまでのこと、これまでの経緯についてお聞かせ願いたいということであります。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 以前の周知といいますか、議会への周知ということですかね。

吉村委員長 議会も含めた、市民に対しても、突然、我々も工事が始まって初めて気がついたというか、それ以前にそういった報告等がなかったもので、そういったことについてはどうだったんですかというふうなことです。もうちょっとマイク近づけて話をしてもらって。

増田商工観光プロモーション課長 周知に関しましては、ホームページであつたり、市の観光ホームページGo K a t s u r a g iのほうで周知のほうはさせていただいているところなんですけれども、業者との締結、協定のほうはさせていただいて、そちらから順次設置していているというところで、稼働のタイミングもいろいろとまちまちだったりして、その辺、ホームページへ出るタイミングと設置のタイミングというのが、場所によっては設置のほうが一先早くはなっちゃいますので、そこらでずれは出ていたのかもしれませんが、ホーム

ページのほうとかには場所とかも出ていますし、アプリのほうからも設置位置というのが分かるような状態にはなっているかと思います。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 3番目の質問の意図なんですけれども、議会への説明がなかったのはなぜですかと。始まるまでに、設置までに。何でそんなことになったのかお聞きしたいんですよ。というのはこれ、市の土地ですよ。そこへ設置させるわけで、いろんなことが考えられると、市民さんが利用するというところでもあるので。我々、それ市民さんから聞かれても何も答えられない。これ何ですかと言われても、いや、知りません。でもこれ市の土地でしょう。こういうことになるからね。何でそんなことになったのかということをお聞きして、なぜ説明がなしにそういうことが実施されているのかということについて、その経緯についてお聞きしたいということなんです。

吉村委員長 今、1つ目の質問で、答弁がまだ不十分だということで、1つ目の質問ということで受け付けますのでお願いします。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 先ほどの答弁の分、申し訳ございません。説明、ご報告のほう、遅れましたので、以後気をつけさせていただきます。失礼します。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 いろいろと考えていただいて、市民の利便性を向上させるためにやっていただくというのは、私は悪くはないと思っているんですが、2回目の質問であれなんです、今、先ほどのご説明だと、実証実験中ですか今、だから、実証実験中であつたら本契約じゃないけど、本協定というのがあるということになろうかと思うんです。というのは、僕が気になっているのは、市の免責事項というのをちゃんと設けているかということなんです。やっぱり貸手責任というのもあるんですよ、世の中にはね。分かりますか。貸手責任。土地を貸していたら、そのことに伴って貸手責任が発生する場合があるから、その協定書の中身、契約書の中身がどうなっているのかということをお聞きしたいんです。これだつて市の財産ですからね。それに伴って貸手責任が発生するようなことになっていたら、市に損害が出てくる場合もあるので、そこら辺のことを今後どう考えておられるのかについて、もう一度お聞きしたいと思います。よろしいですかね。

それから、2番目、これ市民さんからもご意見いただいているんですけど、ヘルメットはつかないのかと。何かヘルメット持っていかなあかんのかということもあって、これはどうなっているのかと。これは市民さんからも疑問があつたので、そこをもう一度お願いします。

吉村委員長 2点ですね。1つは市の免責事項について、今し方、貸手責任も発生するんじゃないかという、委員のご指摘なんですけれども、契約上、それはどうなっているのかということですね。先ほどご説明ありましたように、実証実験中だという話があつたんですが、その辺りの契約上もどうなのかということについても、重ねて今の質問に併せてお答え願いたいと思います。それから、もう一つはヘルメットですね。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 まず、2つ目のほうから説明させていただきます。実証実験のほうですね。

実証実験中でございます。実証実験につきましては、令和10年の3月31日までということでの実証実験期間ということになっております。実証実験終了後の契約等につきましては、まだ今どのような形になっていくのかというところは伺っておりませんので、恐らくその期間終了後、本格稼働ということであれば、そういった形にもなってくるのかなと考えております。

あと、ヘルメットにつきましては、借りた場所から別の場所に走って行って返却するという可能性が非常に多いのが、多分このシェアサイクルだと思いますので、やっぱりヘルメットはつかないんですね。現在、努力義務という形にはヘルメットはなっております。そちらに関しましても、ホームページ等でありますリンク先、ヘルメット交通ルールのところであったり、ヘルメットの努力義務ですよというところというのはうたわさせてはいただいているんですけども、あくまでもやっぱりご利用者さんでご用意いただいて、ご使用いただくということになるのかなと考えております。

吉村委員長 あれですよ。契約については、また、今実証実験中なんで、今度、10年の3月31日までですかね、それ以降にまた契約をし直すというふうな理解でいいんですよ。それ確認と、あと、それから免責事項、これについても、そこのご答弁が今のところなかったの、ご答弁をお願いしたいと思うんですが、すぐに確認できますか。ちょっと時間取りましょうか。暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 0時01分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

今し方、谷原委員のご質問に対して、今、理事者のほうで確認を願っておりますので、昼休憩に入りたいと思います。1時半、午後1時半、13時半に再開をいたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時30分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま理事者側からシェアサイクルサービスについての説明を行っていただいていたしまして、それに対して委員から質問をしているところなんですけれども、特にこのシェアサイクルサービスの事業者に対して、市が市有地を無償で貸しているという状況の中で、谷原委員のほうから、では、貸していることに対する例えば事故とかそういったことが起こった場合に、市の責任はどうなるんだと、免責事項などあるのかという質問が1つ出ております。それから、そもそも導入に至った経緯について、まだ具体的に聞けてはおりませんので、その2点についてお答えをいただきたいと思います。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、導入の経緯でございます。市内には鉄道駅が7つありますが、駅のほうから公共施設や道の駅、観光拠点間におきます移動が市の中では課題と考えておりまして、情報収集や研究のほうに努めてまいりました。これまでも一般質問等ででもシェアサイクルであったり、レンタサイクルはどうだろうかというご提案をいただいたこともあったかと思えます。今回のシェアサイクルでございますが、私も、よく県庁とか出張に行く際に、奈良市役所前であったりとか、広陵町の箸尾であったりとか、いろんなところでHELLO CYCLINGという、シェアサイクルサービスの自転車が設置されているのが目につきました。結構黄色い色ですので、目立ったんですね。そういったこともありまして、一度業者のほうを呼んで、お話を聞かさせていただいたというのが最初のきっかけでございます。その際に、他社さんいろいろな調査もさせていただいていたんですけれども、この業者さんに関しましては、民間事業者によるサービスということもありまして、土地を無償でうちのほう、提供することにより、事業費に関しましては全て無償というものでございました。また、近隣の自治体のほうでもかなり奈良県内広がってきて、一番シェアが多いのがここの業者だということもございましたので、うちの市のほうで実証実験という形で調整をさせていただいてきたところでございます。こちらのほう、契約なんですけれども、葛城市シェアサイクル事業の実証実験に関する基本協定書というものを甲が葛城市、乙が管理運営会社のライフ21、あともう一つ、システム事業運営を行っております事業者が丙ということで、3者の契約でさせていただいているところでございます。この基本協定書の中でございますが、こちらの28条に第三者に与えた損害の負担というものがございまして。こちらのほうを読み上げさせていただきますと、乙及び丙は、実証実験の実施に当たって、その責めに帰すべき事由により、利用者、その他の第三者に損害を与えた場合は、おのおの過失割合に応じて、その損害を賠償する責任を負うものとするとうたわれております。こちらつまり、事業者のほうに過失がある場合であれば、そちらのほうの責任だということがうたわれております。市といたしましては、貸しているところの土地の形状等に過失があるのであれば、当然うちのほうの過失というのもあり得る話ではございますが、これはあくまでももうどの市有地であっても同じ話かと思えます。以上です。

もう1点、すいません。あと、実証実験終了後でございます。10年の3月31日までが現在の実証実験の期間となっておりますが、こちらに関しましては、実証実験の期間が終了になった際に、また、再度もうちょっと実証実験を延長して続けるということも可能ですし、本契約という形でやっていくということも可能だということでございます。

以上です。

吉村委員長 ということですが、谷原委員。

谷原委員 これ3回目になるのかな。

吉村委員長 いや、どうぞ、2回目。

谷原委員 1つは、経緯については、こちらから業者に頼んで、そして、やってもらうことにしたということだろうと思います。1つは、いろんな業者があると。業者選定の在り方について、プロポーザルなり、それなりに見積りを取るなり、そんなことはされたのかどうかね。このことについてお聞きします。

それから、ホームページ見ますと、確かに市の事業のように受け取られるので、当然市にも責任が発生するというふうに私は思うんですね。市の事業としてこれやっていますよね。民間事業者が勝手にやっているわけじゃないわけですから、市の土地を貸して協定書まで結んでいるわけですから、これ市の事業としてやっているわけですね。つまり、民間の連携基本協定はいろいろやられていると思うんですけども、私非常に気になったのは、これ市民がお金を払いますよね。業者は当然、これ営利活動になります。営利活動に当たる者に対して、市が便宜を供与しているというふうに、私は見られてはならないと思うので、細かく聞いているわけですけども、そういうふうな見積り取られたりされたのかどうか。あるいは、他社と公平な競争の参入を条件とする、プロポーザル方式というふうな形もありますし、これ特定の業者に声かけた、その特定の業者はそれで便宜を得るということになりますから、私は行政の在り方としてどうなのかなと思いますので、そこら辺はどういうふうにして、選定に当たって、幾つか調べたというふうなことですけども、そういう公平性はどのように担保されたのかということについてお伺いします。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 1つ目の質問でございます。プロポーザルであったり、業者の選定的なものはしておりません。こちらの業者さんは、先ほど申させていただいたように、いろいろ調査をしている中で、他社さんの金額であったり、お話というのも調査はさせていただきました。その際、例えば100万円を超える費用が必要であったりとか、そういったところのお話もありまして、こちらの業者さんに関しましては無償だったというところと、県内でのシェアが一番高いというところであったり、近隣も非常に増えてきているというところで、まずは市民さんの利便性の向上、現状の公共交通を補完する役割を担っていただく、それによりまして、うちの観光行政も充実していくのではないかとこのところを考えて、させていただいております。市の事業かどうかといいますと、市のほうは、もちろん市のほう主導で、こういったものが欲しいというところでの動きをさせていただいております。もちろん民間の事業者さんにおきまして、もちろん営利というところもあるんですけども、あくまでもうちの市といたしましては、市内の公共交通の充実というところで、そちらのほうの計画の中にもレンタルサイクルのことを相談させていただいたときに、計画可として文言としては入っているということもありましたので、非常にいい事業ではないのかなというところでの導入をさせていただいた次第でございます。

吉村委員長 市の事業ということでもいいですか。ホームページを見たら、市の事業にしか見え……。例えばリンクを貼って、ほかのところへ紹介をして、ほかのところに飛ばすというようなやり方になると思うんですが、ここら辺のところ大事なところですので。

増田商工観光プロモーション課長 現在、市のホームページにつきましては、シェアサイクル事業を市内でやっておりますという表現にさせていただいて、金額であったり、設置場所というのを周知をさせていただいております。ただし、写真のほうに9か所、今、稼働中のところがあるんですけれども、市のほうが調整をさせていただいて設置した場所は7か所なんです。尺土駅と吉川メゾン、こちらツバキ・ナカシマの東側にある疋田のハイツで利用されているところなんですけれども、こちらに関しましては、市は一切関与していないんですね。市といたしましては、そこらが曖昧な部分もあるんですね。今後、市といたしましては、当然ステーションというのを可能な限り増やしていくことによって利便性を高めていきたいなというところもあるんですけれども、それ以外にも民間の方々、近鉄もそうですし、そういったところが主導となって増やしていく場合もあるかと思えますので、やっぱり民間とともにぐらいの事業に捉えていきたいなというところでございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 言いつ放しになりますけど、民間と一緒にやっていただくというのは、これまで連携協定があるから、それを否定しているわけでもないし、一般質問でもあったように、レンタサイクルはどうかというふうな市民さんのご要望を受けて、議員も言うているわけですから、いい事業をやっていくというのは、それについてとやかく言っているんじゃないんです。私が言っているのは、手続のことを言っているんですよ。我々は民間事業者じゃないから、葛城市はね。任意の契約で、それでどんどん事が進むんじゃなくて、これは市有地だし、税を使います。例えばホームページ、これ紹介しているんでしょう。ホームページ、紹介していますやんか。市の事業として紹介しているんじゃないんですか。紹介しなかったら、紹介しなかったでいいじゃないですか、民間事業者だけがやるんやったら。一緒にやるということは、市の事業としてもやっているわけですよ。そういうふうに働きかけたわけでしょう。市としてやりたいということで。だから、そういうふうな事業について、やはり公平性をちゃんと担保しないと、こちらがいい事業だからこの事業者、ちょっと周辺調べただけ、見積りも取っていない。公平性が担保されているということを業者も分からない。私は業者が、葛城市さんは公平に公募されているなど。やっておられるなど、フェアにやっておられるなど。いや、何や、自分のいいと思ったの声かけかと。だから、そこを私は言っているんですね。だから、そこを手続をちゃんと踏んでくださいというのがあるわけですね。何かいいことをするにしてもね。そうしないと、そういう疑われるようなことになっても面白くないから、厳しく聞いているわけなんですけども、これは1つね。後でまた聞きたいこともありますので、ここで終わりますけれども。

吉村委員長 分かりました。じゃ、一旦これで。ほかの。

靄本委員。

靄本委員 1点だけ質問させていただきます。このステーション配置場所の中で、近鉄新庄駅の今の設置場所なんですけど、これ設置当初ってこれの東側の公園の入り口にあったかと思うんですけれども、この西側の道路面から見にくい場所に移った理由だけ教えてください。

吉村委員長 現在の場所に移った理由ですね。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

こちらのほう、地元のお子様たちが、その当初の設置したステーションのところに止めたりして、公園のほうで遊んだりすることがあるということで、場所のほうを再度移動させていただきました。こちらの実証実験ということですので、そこら辺の移動というのは随時、都合が悪ければ変更しながら、様子を見ていくということになっております。

以上です。

吉村委員長 鶴本委員。

鶴本委員 それはご要望というか、そういう何かあったということで、問合せがあったということなんです。分かりました。

吉村委員長 いいですか。それについて答えてもらいましょうか。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 柿本の区長のほうから、そういったご説明がございましたので、お話を受けさせていただきました。

吉村委員長 地元要望というかがあったということですね。ほかには。

速水委員。

速水委員 私からも1点ご確認させていただきたいんですけども、これ今、ステーション設置場所、実証実験ということなんですけれども、この配置から見ていくと、私、メインターゲットをどこに置いているのかが、いまいちぴんと来ないので、要はメインターゲット、本市として置いているところと、逆に他市さんは、どういったところにメインターゲットを置いているのかなというのをお聞かせください。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

本市におけるターゲットでございます。こちらのほう、あくまでもアプリの利用というのが必須条件となっております。一応年齢に関しましては、16歳以上であったりとか、中学生以上、すいません、中学生以上というのがターゲットであり、145センチ以上の方というのが26インチの自転車の乗れる方ということで、こちらの運営会社のほうもうたっておりますので、そちら辺がターゲットかなと思うんですけど、あまりに高齢者の方につきましては、スマホをご利用されない方もいらっしゃるのかなというところもありますので、結構学生さんであったりとか、勤労でお仕事に行かれる方とかというのがターゲットになっているのかなと思っております。また、他市のターゲットは伺っておりませんので、そこら辺までは分からないんですけども。

以上です。

吉村委員長 増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課の増田です。よろしくお願いいたします。

先ほどの課長の説明の補足なんですけれども、他市でありましたら、例えば香芝市さん、お隣なんですけれども、香芝市さんも同じように、近鉄の五位堂駅であったりだとか、そういう主要な駅と、あと市役所であったりだとか、公共施設に置かれております。ほかには公園に置かれていたり、例えば橿原市さんであれば、同じく駅に置かれていたり、1つ違うのはイオンモールのほうに置かれていたりもされているので、なので、ショッピング目的でされる場合もあれば、公共施設に来ていただくときの足となるように設置されているようなところがあるのかと分析しております。

以上です。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 ホームページにあるとおり、公共交通の位置、ちょっとした公共交通にということだという、メインターゲットがそういうこと。これは、観光は関係していないんですかね。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

もちろん観光に関しましても考えておりまして、私の頭の中のイメージでは、（仮称）西の山の辺の道というのもやっぱりありましたので、そこの（仮称）西の山の辺の道はあくまでも歩いていただくためのルートなんですけれども、道の駅かつらぎから、例えば最寄りの駅までとか移動とかというのが、やっぱり距離があるのかなというところもありまして、そういうところから、こういったシェアサイクルが有効的に使えればなというところもありました。もちろん當麻寺から、そういった観光地への周遊というのもできるのであればということで、将来的にも考えております。

以上です。

吉村委員長 速水委員。

速水委員 実証実験ということなんで、例えばステーション設置場所ですか、そういった意味で観光も兼ねるというんでしたら、やっぱり駐車場、観光駐車場にもやはり今後、実証実験の中に加えていっていただければと思います。

吉村委員長 ほかにありませんか。

梨本委員。

梨本委員 よろしくお願ひします。午前中の谷原委員の質問にもかぶるんですけれども、これ協定書をいつ結ばれたんですか。というのは、やっぱりこういうのを後々知るといふのは、どうも具合悪いなというふうに思うんです。せっかくええことをしようとされているんで、実証実験であろうとも、こういったことをやろう、導入しようとしているということであれば、何らかの形で我々、聞かせていただいたら、いろんなアドバイスといいますか、提言もできたかと思うんですけれども、こうして導入されて、実際に運用されてから知られるというのは、どうも具合悪いん違うかなと私は思います。というので、いつぐらいの時期に、これ協定書を交わされたのか、その導入に当たってはどれぐらいの期間検討されたのか、その辺り、まず1点目教えていただきたいんです。

2つ目なんですけど、速水議員もおっしゃっているように、観光振興なんか、日常利用による利便性向上なのか、この辺りもこれから実証実験の中でいろんなことをやっていかれるというふうには理解はするんですけども、どこまで市が関与できるのかというところに関して、非常に業者丸投げというか、業者さんの実験に、ポイントとして、例えば今回9か所、あれですよ、ポイントをつくられましたよね。ここに対して、例えば市として、ここにも置いてほしいねんとか、ここ使うてほしいねんとか、そんなことがあったのかどうかということなんです。ここに、例えば民間の、もう先ほど課長も名前おっしゃられたんであれですけど、吉川メゾンさんなんていうのは、私、場所も知らんし、どこかも分からん。私の土地ですよ。もう1か所、当麻寺ですかね、尺土駅ですか。尺土駅に関しても、どこにあるかも分からんようなものが、こうしてホームページに載っていても、私この資料を見て、これ、本当にそういうことを聞かれたとしても答えにくかったりとかいうところがあんのかなというふうに思います。

その中で、これは私の土地に関しても、これ無償で貸し出されてんのか。これは市が無償で貸し出されてんのか。この市に関して言うと、基本的には葛城市の公有財産規則というのがあると思うんですよ。ここでどういうふうな取り交わしをされたのか、協定書の中で、そういうことも結ばれてんのかも分かりませんけれども、基本的には、この業者さんが実証実験とはいえ、お金を発生するような事業をされるわけですから、そこに対して公有財産を使わせるということに対しての法的整理というか、葛城市の中として、こういうふうと考えてやっているということの説明が全くないままにここまで来ていると思うんで、その辺り、もう一回確認させてください。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

まず、締結日でございますが、こちらは令和8年4月1日でございます。なお、こちらの締結に至るまでの場所の選定であったり、検討というのは、内部で1年近くさせていただいていたかと記憶しております。公共施設であったり、駅というのを中心に検討のほうをさせていただいておりました。場所の選定につきましては、うちのほうである程度ざっと二十数か所ぐらいを洗い出させていただいて、優先度をつけさせていただいた上で、業者さんと実際、現場のほうを、この締結前になるんですけども、現場のほう、どういった可能性として、ここは可能なのかというところの調査のほうを一度、二度ぐらいさせていただいたかと思っております。場所は、実証実験中でございますので、今現在9か所なんですけれども、こちらに関しましては変更も可能ですし、今現在、まだ追加で増やすということで調整をしているところも何か所もございます。こちら、例えば先ほども尺土駅がありましたけれども、例えば尺土駅は、今回別の民間主導で設置されたんですけども、うちのほうも尺土駅の整備が例えばできたら、そこを駐輪場というの、可能性としては別に尺土駅に2か所あっても問題はありませんで、そういったこともしたりも、今後としてはあり得るのかなというところでございます。

あと、場所が分かりにくいというところなんですけども、利用者の方は必ずアプリを使います。そのアプリの中では地図も出てきますので、多少不便な位置、新庄駅とか、当麻寺駅、ちょっと分かりにくい場所にあるかもしれませんが、アプリをご利用、実際借りる方にしましては不便はないのかなというところでございます。

あと、民間主導で土地をお貸しされているところに関しましては、私どもそこらについては聞いておりませんので、分かりません。

あと、行政財産の使用を本来必要なんですけれども、今回実証実験というところもありまして、関係課のほうとそれぞれ協議をしている中で、正式な稼働、場所が変わったりするという可能性が非常に高い事業になっていますので、やっぱり今の段階では出しにくいのかなというところもありまして、正式に本稼働になった際に、そういった手続をさせていただきたいというところで考えております。

以上です。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 分かりました。4月1日に協定結ばれているのであれば、それ以前、もしくはその後も臨時会もあったわけですから、総建の協議会なり、何らかの形で知らせる機会があったかと思うんです。その辺り、今回はこの事業ですけれども、副市長、本当に最近多いと思いますよ。こういう議会がなかなか耳に入っていない、いきなりどーんとスタートしてしまうというのがね。その辺り内部統制の中でしっかりとやっていただきたいなということをお願いしておきます。

公有財産の規則に関して言うと、これ、たまたま今回、公共性あるというか、市内の22自治体ですか、もうかなりの自治体がこうやって取り組んでいるから、そこに葛城市も同じように入ったら、使う方にとっては非常に利便性も高いやろう、これはもう物すごくよく分かるんですよ。分かるし、本当に私、これええことやと思うから、ほんまに手続はちゃんと踏んだ上で進んでいっていただきたいなというふうに思います。というのも、同じように、これ公共性高いということを経由に、市の土地を貸してください。そこで商売、はっきり言って金銭のやり取りありますとかというところに対して、ここはええけど、ここはあかんて。その線引きがどんどん難しなると思いますよ。こういうことをないがしろというか、あやふやにしたまま進めていってしまうと。ほかにもそういう業者さん、同じような業者さんが出てきて、ここの土地の横につくらせてくれと言われたとき、断れないじゃないですか。だから、やっぱりその辺りの整理、規則に対してどういう扱いをするのかというところも含めて、ちゃんと手続を踏んでいかれたほうが、私はええのかなというふうに思います。

あと、私有地、私の私有地とかも、これからどんどんどんどん増えていくと。ほんで、市内でももっと西の山の辺の道やったら、もっとほかにも置けるようなところもあるかと思えますし、それと、観光振興と生活の利便性高めるのは、もう全然違う話やと私は思いますよ。そこも整理せんかったら、実証実験とはいえ、何の目的でこれやんねんということが、ふらふらしたままいってしまうと、もうこれはもう観光でやんねんとか、これはもう本当に公共バスの補完として、市民の方の生活の利便性向上のためにやんねんとかということをし

ちっとやっぱり担当課の中で整理してから進めていかれたらいいのかなと。もうこの程度にしておきます。

吉村委員長 ほか。

西川副委員長。

西川副委員長 駅に今5つ、駅あるんですけど、忍海駅とか磐城駅もないんですけど、先ほど使い方、買物とかの利便性向上であるとか、観光とかいう話もあったんですけど、この駅、全部7つ駅ありますけど、この2つ駅ないのは何でかというところなんですね。実証実験ですんで、あれかなと思いますけど。手続も今いろいろとやっぱり皆さん、おっしゃるとおりとや思います。ほんで、僕らもLINEWORKSもありますし、ほんで協議会もあるので、その辺、あれですよ、市民の人らにあれなんやろうと言われたときに、やっぱり話、谷原さんも言わはったけど、そう言うて説明せなあかんかなと思うんで、それは早くしといてもらったほうがよかったかなというふうには僕も同意見ですけど、もっと官民連携は、今みたいに進めていくべきやと思いますよ。ほんで、トライアルサウンディングやったかな、市内の公共用地も使いながら、民間を民間の人らに使ってもらいながら、やっぱりそういう時代になってきているのかなと僕思います。奈良市で前見させてもらったとき、あそこ奈良市の市役所の一角にお店がオープンしたはるんですよ。あんなもんなんか、そんなことできんのやなとか思ったりもしたところですよ。そやから、やっぱりそういうふうな、やっぱり葛城市ももうちょっと、それはいろいろ手続はちゃんと説明はせなあかんかもしれんけど、民間の力をこうやって活用するっちゅうのは、もう大いに僕は賛成していきたいなと思います。きっちりと説明だけはまたしていただけたらいいと思いますけど。駅、何で2つないんやろというところ教えてください。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

もちろん磐城駅と忍海駅につきましても、現在調整をさせていただいているところです。忍海駅につきましても、近くの歴史博物館と別々に、現在、場所のほうを見て、実際、最終の設置のところのステーション設置の部品がまだ足りていない状態で、うちのほう、急に増やしちゃったというところで、そこ待ちというところがあります。磐城駅につきましても、市営駐車場のほう、2階建てのものがあるんですけど、そちらのほうでうまくできるように、調整のほうさせていただいているところです。

以上です。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 やっぱり実証実験の中で駅、全部それ、どの駅が使われんねやというところもやっぱり必要かなと思うんで、できたら駅には満遍なくというかあったほうが、取りあえず実証実験のときはあったほうがいいんじゃないかと。ほんまに設置されるときは選定されたらええかもしれませんですけど。それはまたお願いしておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 2回目になりますけれども、3点ほどお聞きします。

1つは、官民連携ということが今後進むに当たっても、やはりそこはきちっと整理しとかないあかんというところもあると思いますので、お聞きするんですが、葛城市の市有地、公有財産の貸出しについて、賃料を取っていないものがあるのかどうか。これは管財課になるのかと思うんですけれども、担当課で分からないと思うんだけど、そういう例があるのかどうか。特にこの例は、今回の例は、市民さんから費用発生が、これ例えば12時間まで最大2,500円というふうに発生するようなことでありますし、それで、業者さんにも一定の収益があるものについて、公有財産、市有地を貸し出すことで賃料を取っていないものがあるのかどうか、これ委員長、お願いしたいと思う。担当課が答えられなかったら管財課でも、ぜひ聞いていただきたいと思います。

それから、2番目ですが、実証実験、実証実験という言葉が飛び交っているんですが、この実証実験というのは誰が実証実験しているんですか。葛城市が実証実験しているのか、業者が実証実験しているのか、これお聞きします。

それから、実証実験がなぜ令和10年度までなのか。私は1年間だけでも十分だと思うんです。なぜこれ聞くかという、何か私この業者の事業モデルのような気もしているんですよ。実証実験という名で売り込みにかけていると。実際にこれ費用を向こうが持っているわけですから、減価償却するのに、減価償却するのに1年で追いつかんから2年みたいになってんのかなと逆に勘ぐるようなことになるので、少なくとも実証実験やったら、少なくとも1年で大体、半年でも大体めどが出てくると思うのに、なぜ10年なのか。この点についてお聞きします。

吉村委員長 いいですか。もうすぐ大丈夫ですか。

まず、市有地のほかの賃料を取っている例があるかどうかということについては、すぐ答えられるか答えられないかだけ答えていただいて、もう答えられない場合は、これは委員会として求めたいと思いますので、その旨答えていただきたいと思います。多分、管財課とか、ほかの課じゃないと無理だと思いますので、その旨答えてもらえたらと思います。あとは、あと2問については、それぞれ答えていただけたらと思いますが。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目のご質問でございますが、公有地、市有地のほうを無償で貸している例があるのかというところに関しましては、市全体的なところですので、私どもの課だけでは分かりかねます。

2つ目のご質問でございます。誰のための実証実験かというところでございます。誰がやっているのかでございますけど、あくまでもこれは3者契約によるものですので、民間企業ももちろんそうですし、うちの市としましても、実証実験ということで、共に共同でやらせていただいているものと理解しております。

あと、期間につきましてでございます。こちらに関しましては、長いのかなというご意見でございますが、短くして、例えばそれこそ本契約というんですか、本稼動というものに持

っていくことも可能と協定のほうにもうたわれております。ただし、やっぱりこの2年間は、いろいろと人の動きというのを見て、実際に稼働するステーション、そうでないステーションであったりとか、観光なのか日常なのかというところのご意見もいただいておりますけども、過去の日常使いの、7割ぐらいが日常使いに使われているというアンケート結果も、業者さんのほうに伺ったこともあります。ただし、うちのほうは、あくまでも観光というところの課ですので、そちらをやっぱり軽視せずに、日常使いという利用もされても全然問題ありませんけども、観光という面でもご利用いただきたいという思いで導入のほうに音頭を取らせていただいて、動いているという次第でございます。

以上です。

吉村委員長 谷原委員、市有地の賃料取っていない例については、委員会のほうから資料提供、これ後日求めるという形でよろしいですかね。

(「今のほうがいいけど」の声あり)

吉村委員長 今、そうですか。できるだけ、委員としては、この委員会開いている間中ということ、可能であれば。これ聞いてくださっているのです。そういうことも含めて今、確認を取っています。今、下の原課のほうに問合せに行っておりますので。

それからあと、ほかの2点について。

どうぞ、谷原委員。

谷原委員 賃料については確認して、私は賃料を取るべきだと思っています。賃料は取るべきだと。本格稼働する場合も取るべきだと思います。こんな無償でやるべきでない。少なくとも費用発生しているわけですから。これは公平性に欠くと思います。いろんな事業の中で、これ葛城市の公有財産の管理の在り方の問題になるので。とにかく無償でということで、入り込んできている可能性もあるわけですよ、業者はね。だから、それが、公平性がほんまにいろんな事業者に公平性が担保されていないでしょう。内部では公平に見たというふうに言うけど、相手方、外の人たちが見たときに、外にいろんな事業者を見たときに、どう捉えるかということを私言っているんですよ。だから、これ設置費用が発生しても、葛城市が事業としてプロポーザルやるんだったら、分かりやすいんですよ。こういうことは明確にしてね。ところが、特定の業者だけに、無償ですからということでね。それは乗りやすいですよ。ほんで、それで私はうるさく言っているところあるんですよ。

それから、実証実験なんですけども、今おっしゃったように葛城市も実証実験ということですから、当然データは業者から定期的に手に入れてもらえるわけですよ。それについては、当然市の事業でもあるわけですから、一緒にやっているということですから、これはぜひ委員会に報告をしていただきたいと。どういう状況かね。もし本契約になる場合に、どういう判断で本契約に入るのかということになるわけです。実証実験の結果によって。例えばこの事業の継続性、例えば2,500円、最大何人利用して、どうかいうのは事業者の当然利益も出てくるようなことになるわけですから、あるいは出ないこともあると。そのことで、こういう形で実証実験でやるのがいいのか、あるいは逆に市の施策としてやるということだって判断あると思いますけども。市の施策としてやるという判断もあると思う。だけど、今

の場合、私、非常に気色悪い。正直言うてね。この事業の進め方が。だって令和10年まで実証実験なんか、普通、実証実験ってそんなん2年も、少なくともこのレンタサイクルのことですから、半年でも取る、あるいは1年取れば、いろんな行事もあるわけですから、大体のことが分かる。だから、結局これはずるずると、設備投資、相手の会社しているわけですから。そこで撤退と言うたら、やっぱり損失が出るから、実証実験の結果を見て、まず数が足らんかったらもうちょっと延ばしましょうか、本契約しましょうかというふうな形でずるずる契約になるということは、私は、この事業の在り方としてふさわしくないと思っているのでね。もうこれは厳しく、実証実験の結果どうなのか、どう判断するのか。これについては、私は委員会でも求めたいと思います。これについてお考えをお聞きしたいんですね。実証実験の結果、どう見るのか。何を求めて、何をもって本契約というふうなことを考えておられるのかね。このことについても、よろしいですか。何をもって本契約になるか、実証実験だから、どういうことがあったら本契約、どういうことがあったら効果があるというふうにみなすのか。それについてお聞きをしたいと思います。

吉村委員長 まず、管財課、森本管財課長は来てくださっています。じゃあ、これについて、まず1つ目の質問、回答いただきたいと思います。

森本管財課長 管財課、森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、行政財産で使用料を取っていないやつがあるのかというご質問でしたけれども、基本的には条例のほうで、固定資産台帳に登録された価格を基に算出した使用面積相当額の100分の5を乗じて得る額という形でいただいていますので、それ以外のやつは把握しておらない、ないと考え……。

吉村委員長 無償で貸しているところはないということですね。

森本管財課長 ないと思います。

吉村委員長 必ず貸すときは、100分の5でしたっけね。

森本管財課長 はい。

吉村委員長 という計算式がきちっとあるということですね。まず、1つ目の質問についてはオーケーですね。

あと、それから、ほか、今は本格稼働する前だからというふうな、実証実験中だからということなんでしょう。補足ですね。

森本課長。

森本管財課長 補足として、トライアルサウンディングをする場合とかは免除というか、そうしている場合もございます。ただ、通常貸しているやつについては、ないのかなと思っております。

吉村委員長 分かりました。どうしましょう。これ先に1つ目の質問だったので、これについてだけコメントを先にやりましょうかね。これについてだけ。

谷原委員 私が言ったのは、本協定結ぶときには取るべきだというふうに先ほども申しました。だから、トライアルサウンディングの場合、無償で貸し出すということは当然、実験中というかな、サウンディング、トライアルのときですから、そういうことを否定しているわけではもちろんないわけです。だから、今回の件が2年というのが長いんじゃないですかということ

を言うているわけですよ。なぜ、2年間というのさっきあったからね。実証実験のほうをお願いします。

吉村委員長 じゃあ、先ほどの。今のが1つ目の質問の残りで。

増田課長、じゃ、お答えいただけますか、2つ目の質問。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

実証実験、長いというお話もございますが、こちらに関しましては、またこれから當麻の複合施設という施設ももちろん稼働してきます。そういったところもありますので、実際のところは、実証実験というのをさらに更新して、継続して、そこらも踏まえて見ていきたいなというところの思いを持っております。

あと、無償なのか有償なのかというところに関しましては、業者のほうも恐らく、行政とは無償のほうのところ为前提となつての形態ではないのかというところもありまして、またそこら辺も今後、実証実験の中で本契約前にそこら調査していきたいなと考えております。

以上です。

吉村委員長 最後に、谷原委員。

谷原委員 最後、実証実験で何をもって本契約になるかということを知りたいんですけど。

吉村委員長 実証実験を何をもって、つまり本契約に至るまでの要件ですね。それがちょっと抜けていましたので。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 特に現時点におきましては、この要件を満たした、このタイミングだから本契約に移るというところは、特に決めておりません。全体的な市の動きとして、今先ほど申させてもうた當麻の複合施設であったりとか、そういった新施設であったりとか、例えば社会教育センターがどうなるのかであったりとか、そういったところのスポットもありますんで、そういったところの動きとかを見ながら、ある程度固まったのかなというところが見えてきたら、そういった動きを検討させていただきたいなというところがございますが、当面まだそこには至ることは難しいかもしれないなと考えているところです。

以上です。

吉村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後になりますけど、実証実験で何を実験するんですか、そしたら。これ利用者がゼロでも、継続することあり得るんじゃないですか、そしたら。利用者が1人、2人あっても、この駅1人、2人あると、あるんだから、継続していきましょと、無償だから。費用を払うのは市民だからということはないんですか。つまり、何を以て本契約に入るかというとき、実証実験でしょう。何を以て実験しているかなんですよ。だから、乗降客、利用客、それがどれくらいあるのか。例えば、これ以下やったらもうあまり効果ないから、やめるということなのか。そういうふうなことも含めて、実証実験として本契約に行く場合の在り方について伺っているんです。でないと、極端に言うたら、ずるずる行くんじゃないかという心配もあるわけ。

吉村委員長 ちょっと不十分だったと思いますので、補足の答弁。

増田係長。

増田商工観光プロモーション課係長 商工観光プロモーション課の増田です。

ただいまの谷原議員の質問なんですけれども、各、今設置しているステーションの利用者数とかはもちろん継続的に図ってまいりまして、今でしたら令和10年の3月末までの協定になっておりますけれども、その時期が近づいてきましたら、どこのステーションが稼働率高い、どこのステーションがどこからどう動いているかまでこのデータって取れるようになっておまして、なので、例えば忍海駅で借りたものが、北の、今、二上神社口駅まで行っているとか、そういったデータまで取れるので、なんで、そういったものを内容を見据えながら、どこのステーションは残して、利用の少ないステーションは台数をちょっと減らしたりとか、そういった調整をしながら、今後の利用とかも検討していこうと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 もうこれ言いつ放して。

谷原委員。

谷原委員 言いつ放しなんですけど、今の話を聞いても、これだいぶきな臭い事業やなと思いましたよ。業者はこれ丸もうけですよ。何でかいうたら、これ業者が実証実験するでしょう。ここは多い、ここは残します。ここは少ない、ここは廃止します。業者は利益が上がるころだけをちゃんと残していけるような市場調査ができるわけですよ、業者は。その試行期間中に。そうでしょう。業者がこれほんまに自分たちのお金使わなくても無償で市場調査をして、もうかるところだけ後残していけると。それを基本協定でやるということで、先ほど言いましたように、公有財産であっても、使用料が無償にするかのようなお考えがあるようなんですけど、私それはもってのほかじゃないかなと思いますよ。だから、これ業者の事業モデルですよ、これ明らかに。こんな形の事業モデルになっているんじゃないですかと。僕はうがって見ているから、そういうふうに見るんだけど。極端に言うたら、市のほうからしたら、そのまま置いてもらったらいいいわけですよ。市からしたら、そのまま置いてもらったなら、市としては、利用者が少ないところでも置いてもらったほうがいいに決まっているじゃないですか。だから、そういうことであれば、まだ分かるんですよ、市がやる意味が。ところが、利用者が少ないところを閉じるとなったら、これは業者が、自分たちがもうかるところだけうまく運行していくというようなことになっちゃうから。やっぱりそこは市が賢く立ち回ってほしいんですよ。もしほんまにこれやるんだったらね。いろんなところへ広げて、利用者が少なくても置いておくと。それはあってもいいと思いますよ。そこら辺のことを何かもうちょっと考えてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

吉村委員長 意見として。

西川副委員長。

西川副委員長 今のままやったら、もうほんまにあんまりよくない事業をしているというふうに出て取れかねないですよ。きな臭いとかいう発言も出ているんでね。ちゃんと答弁したほうがいいです、これ。僕はいい事業やと思っていますよ、ほんとに。だって、ほんまやったら市でやらなんことかもしれんけど、これって。そやけど、お金かからんわけじゃないですか。

そりゃ、もちろん公共用地、それはほかの自治体もどうしていくかというのを、ちゃんとそれも見てください。ほかんところが、これ、いや、うちだけほんだらお金取るねんみたいなことになる可能性もあるから。そやから、ほかの自治体との協調性も含めて考えてもらわなあかんとは思いますよ。ちゃんと、ここまで言われたはるねんから、ちゃんと話したほうがいいです。課長で答えられへんやったら部長で。

吉村委員長 この事業の公共性についてですね。

西川副委員長 きな臭いまで、この委員会で発言されてんねんから。

吉村委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

あまり言いたくないイメージなんです。私が、業者さんと実際お話をさせていただいて、どこでもうけるのかというのを疑問に持ったときに、いろいろ、どういう形態で事業管理をしているのだということを聞かせていただいたんですけども、その際に、実際、拠点が奈良市にあると。奈良市から軽トラで2人1組でこちらのほうまで来て、バッテリーが少ない自転車に対しては、バッテリーを交換しに回るとのことらしいんですね。これってどう考えても2人が1日回って、例えば自転車がこのステーションには止まり過ぎている、こちらのステーションにはゼロだというときには、その自転車の割振りというんですか、再振分けとかいうのも、その2人が軽トラに乗って回っていると。恐らくこの事業って、谷原委員のおっしゃるほどもうけが事業管理会社はないんだらうというところなんですね。そういったところもあって、実証実験というところで、民間の事業の感覚でいけば、当然採算性の合わないところというのは省いていって、より効率性を高めたいというところを多分考えていくとは思いますが、実際のところ、うちのほうも一緒に契約させていただいている以上は、やっぱり利便性がある一定の水準を保ったところから低下するというのはやっぱり困りますので、ステーションの減少というのは、うちとしてはもう絶対にとどめたいという思いで考えております。ですので、稼働が悪いところであっても、ちょっと場所を変える程度、利用者に不便のない程度でこ入れはするかもしれませんが、5台のステーションを3台に減らすとか、そういったことはさせていただくかもしれませんが、そういったところで、あくまでも公共交通の利便性を高めるというところもありますので、そういったところで、今後、必要な施策なのではないかというところを考えているところでございます。

以上です。

吉村委員長 西川副委員長。

西川副委員長 本来で言うたら、葛城市が、これお金を出してやらなん事業かもしれませんが、それをいろいろ委員の皆さんもご意見がありますよ。それはやっぱりきっちりとした透明性を持ってプロポーザルをしたりとか、ただ、ここの事業者さん、ある程度調べられて、1年間かけて調べられて、ほかの自治体もやってはるというところも含めて契約をされたんやと思います、そこはね。僕は協調性持ってほしいのは、ほかの自治体との、やっぱりほかの自治体がお金を取ったはんねやったら、やっぱりそこも考えやなあかんしというところは、ほんだら、もう葛城市だけ、ほんだらやりませんわということにならんようにはしてほしい

というような思いはありますね。そやから、そこを、谷原委員のおっしゃることももちろん分かりますんで、そこの辺とのやっぱりほか自治体との、22自治体あるんですか、そこもどうされていくんかというところも見てもらって、これから考えていってもらったらなと思いますんで、よろしくお願いします。

吉村委員長 梨本委員、関連で。

梨本委員 関連で。今県内、連携しながらやってくれという西川副委員長からの話もありましたけど、県内22自治体のうち、どれぐらいの自治体の実証実験としてやっていらっしゃるのか、どういう協定、本当にこれも連携していろんなところと一緒にやったら分かりやすかったと思うんですけども、各自治体ごとにどういうやり方やってんのかというのを調べられているのであれば、1点教えてください。

もう1個、管財課長来ておられるんで、もう1個聞かせてほしいんですけど、ステーション、今9個あるじゃないですか。9個の、市のやつが7個かなということなんですけれども、これ今現在のところ、民有地を借りて、賃借料を払って借りているところを又貸ししているとか、そんなことはないのかということと、今後、そういうケースがあったとき、例えば市はその民間の方にお金を払っているわけですから、そういうところは逆にその負担分はいただかんとあかんことになると思うんですけども、そもそもそういうところは選定しないというふうに担当課で考えてはんのか。今現在として、民有地を借受けして、それを又貸ししているような場所がないのかだけ確認、聞かせてください。

吉村委員長 いいですか。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

22のうち、確認をさせていただいているのは香芝市だけでございますが、香芝市は実証による導入ということになっております。あと、近隣市で、あえて出していいんかどうかまだ分からないんで名前は伏せますが、そちらも実証でということで伺っております。22の自治体、県内でステーションあるんですけども、実際それが自治体が主導となってやっているのかどうかというところの確認はしておりませんので、その辺、分かりません。

以上です。

吉村委員長 森本管財課長。

森本管財課長 管財課、森本でございます。

又貸しをしているところがあるのかというところ、すいません、今何も資料も持っていないくて、把握ができておりません。申し訳ございません。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 急な質問なんで、管財課長、また、もし分かったら、また議会のほうに教えていただきたいと思います。実証実験、香芝市さんもそれやられていると。期間的なところも含めて、1回研究してください。先ほど副委員長も言うてはるけど、ええ事業をやられていると私も思うんですよ。民間の力を借りて、こうやっていろんな観光振興であったり、民間の生活利便性向上であったり、いいことをやられていると思うんで、その辺りもう一回、課のほうで整

理していただいて、近隣の状況も踏まえて、葛城市も含めた近隣一帯の観光振興に寄与しているとか、そういったいろんな内容をまた聞かせていただきたいなということで、整理のほうよろしくをお願いします。

吉村委員長 ほかは大丈夫ですか。1個だけ、細かいことなんですけど、委員外の方からも聞かれていますので、当麻寺の駅前の施設なんですけど、今、駅の踏切を渡った東側駐車場の北の端についているということで、観光にもというふうなことであれば、観光客気づかないんじゃないかということで、これについて、西側の売店跡地の駐輪場の拡張の交渉等もされているようではありますけれども、これについて、また場所は変わったら、変わるのかどうかということも含めてこの辺り。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

今のお話なんですけれども、基本的な設置場所の考え方なんですけれども、例えば駅前周辺における市営駐輪場の場合なんですけれども、一般の駐輪場の利用者というのがいらっしゃいます。そちらのほうに迷惑がかからないように、わざと少し離れた位置をステーションを設置するというようにさせていただいております。例えば、当麻寺駅の今おっしゃる西側であったりとか、売店の跡地とか、あの辺というのは非常に自転車が混み合っている場所でございますし、道路も非常に狭いところになっております。今、踏切を渡った北側のところ、あちらのほうの、わざと北側ら辺にさせていただいているのは、やっぱり別の自転車、一般の方がうちで設置させていただいているステーションのほうに止められると、返却に来られた方が止められなかったりとか、チェーンでロックされると困ったりとか、そういったところもありますので、あくまでも一般の利用者の方が最優先というところで、ちょっと離れたところに設置しているのと、あと、利用者のほう、先ほどもちょっとだけ説明させていただきましたが、アプリで場所のほうを見ますので、ちょっと離れていても確認のほうはできますので、そちらに関しましては、場合によっては、また実証実験という言葉は使わせていただくんですけど、問題があったり、より最適な場所があれば、また変更も含めて検討のほうさせていただきたいと思っております。

吉村委員長 分かりました。アプリ利用も前提にしているからということですね。分かりました。また、状況見てという形で。分かりました。ほか大丈夫ですね。

鶴本委員。

鶴本委員 1点、先ほどの関連なんですけど、僕自身もこの事業はすごくいい事業やと思うんですけども、谷原委員がおっしゃられることも実際筋も通っています、理解はするんですけども、お聞きしますけど、実証実験というのは、先ほども言われた、どこからどこへ、どこからどこへという履歴が全部分かると思うんですけど、それおのずと売上げも分かると思うんですけども、実際に。例えばその売上げをやはり無償で提供している分、例えばその実証実験を受けて、売上げを提示していただく、そんで、実際本事業とした場合に、あと経費どれぐらいかかったという部分も鑑みて、そこで実際、場所代を取るか取らないかという判断も

できるかと思うんですよ。そういう売上げを提示していただくということは多分できると思うんで、一度その旨も検討のほうお願いいたします。

吉村委員長 その旨も検討してくださいという意見ということでよろしいですかね。今の話も聞いていただいてということですね。

ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば、許可をいたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これで本日の総務建設常任委員会は以上といたしますけれども。

では、本当に長い間、慎重審議、お疲れさまでございました。やっぱり理事者側におかれましては、例えば今のシェアサイクルの件もそうですし、受援施設もそうですけれども、やはり早く議会あるいは委員会のほう、所管の委員会もございますので示していただいて、そして、そこで事前に意見交換をすれば、もっとスムーズに、かついいように話が行くんじゃないかなというふうに思います。今日の議論も聞いていまして、後でもっと早いこと聞いていればというふうに思うことも多々あったわけでございますので、このことに限らず、これ今後、改めるべきはやっぱり改めていただきたいなというふうに思うわけでございます。私ども委員会としまして、やはりそうやって、今回のシェアサイクルのことでもそうですけれども、葛城市を活性化するなど、いいことに対しては、どんどんどんどん意見も出していつていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉 会 午後2時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 吉村 始